

3 行 政

一二二〔明治元年戸籍編製の法達〕

人民保全永世産業を安んぜ

志免んため戸籍編製被仰付

其法左之通

一 戸籍の編製庄屋年寄一支配を以て一部とし其地庄屋年寄是を掌る支配内の伍組一二の志るしを以て分の一部の紙員多き時者分て上中下となすも妨なし

一 表紙何国何郡何村何町戸籍と書左側江張掛紙にて庄屋年寄何某支配と書肩江年号月日より記し交代の節は上へ張掛記ス追々如斯して六ヶ年を経大改之節ニ至り尽く張紙を除き又始之如く張掛紙にて其当勤の名を書改

一 一部の始に此仕法書ある扁し

一 冊の仕立柿渋引合紙を台紙とし一丁の片面ニ白紙を堅曲尺九寸横六寸ニ切合張付是を一家分とす上四ヶ一の処江墨筋を引上を産業井田畠山林船牛馬等を記ス所とし下を人名宗門等を記す所とす

但代替りの節是迄の本紙ハ其儘差置後代之分上江新ニ張掛書類永々如斯す扁し 幾代を経るといへとも其宗の系譜明かなら志免ん為那り尤一代一枚と限りあ連八年を経て書入繁多な

る扁し始より極て細字に書記ス扁し

一 台紙本紙之張立而伍組々にて一二の志るし仕分一伍組限り順々次第を追イ仕立扁し新宗出来の節ハ冊末の台紙江張入伍組隔日といへとも右一二の志るしも以て知るへし

一 伍組の内出生死去其外出入有之度庄屋年寄相届庄屋年寄即座ニ是を記す出生名前ヲ書き上ニ年号月日生と記す死去ハ名前江点を掛上江年号月日死ヲ記ス

一 縁組ハ年月親元処名名前書入レ親元の方江ハ年月何某江嫁す又ハ何某江養子遣すと記し名前江点ヲ掛る若不縁の節ハ双方点ヲ掛親元張掛紙ニ而名を記し上江年月何某方より帰ると記す 再縁ハ張掛書入再々縁方張掛を取除き又張掛書記し二重張す扁からす

一 他支配江縁付其外ニて其地の暇を免さるものハ名前の上江年月暇御免何の何某養子何条何某家来る成と記し名前江点を掛

一 本人又者家内の者ニ而茂年限暇に而奉公稼きに出る者ハ名前の上江付紙にて何年より何ヶ年の間暇と記し立帰る節付紙取除く扁し

一 子孫別家する時ハ名前江点ヲ掛上江年月別家何の印の組江入ると記し其最寄の伍組又ハ家数不足の伍組へ入新ニ一家分の本紙江書載ス他村へ分家する時ハ年月何村何町江分家と記し名前と点を掛る他町村より分家し来るものハ年月何村何町何某方より

分家と名前の上江記ス

一産業田畠山林船牛馬等年一度三月改にて産業を改れハ肩へ年月改何と記し最前の分江点を掛田畠其外買入る分ハ肩へ年月買得ると記ス売分ハ肩江年月売と記し点を掛分与分売ハ年月分与又ハ分売と記し点を掛残高を新に記ス

一御咎にて村退町退国退き等のものハ名前の上へ年月日村町国退何所何某へ渡と記し点ヲ掛請方に者名前を記し上江年月日何所村町退きニ付何某より請と記し期む者の戸籍江流入罪者年月日流罪と記し名前江点ヲ掛

一仮免なきに他所江出るものハ誰組より庄屋年寄江申出役人も其々心遣ひ早速連達帰須届し万一行衛不知ものハ其由戸籍へ書年月出奔を記し六ヶ月の間ニ尋出し帰参の申出す届し六ヶ月を過ぎるといへ共行衛不知時者弥出奔之段届出其時戸籍へ年月日届ると記ス三十六ヶ月を経るといへとも行衛不知もの者其由申出戸籍江年月日除籍と記し名前江点を掛人数を除ク届し家内不残出奔の時ハ届書入等同様除籍の節人別名前の上江障除と記し点をかけ代替之通白紙張掛届し

一一部末に家数人数田畠山林船牛馬数記ス 毎年一度三月に改之追年張掛紙ニして六ヶ年を経大改の節ニ至り悉く除之其年の数を記す事又始の如し

一毎年三月改の節庄屋年寄別ニ美濃紙二つ折の冊を調表紙の書牒

本冊ニ同くし左側庄屋年寄の名前張掛ニ及は須直に書体本冊の

末に記せる家数人数其外を記載し其部惣轄所に差出惣轄所において一部の内村町の冊を集め合て一部とし村町数家数人数其外を惣計し末に是を書記ス郡毎ニ如斯し役所に蔵め置更に美濃紙二つ折の冊を調惣計せる村町数家数人数其外を書載せ山城国何郡戸籍と要題し郡政局に差出ス郡政局ニおいて諸郡の冊を集め一部とし又是を惣計し末に郡数村町数家数人数其外の数を書載せ府ニ藏ス一六ヶ年を経大政の節の次第も前条の如くし七年前の家数人数其外と其年の数と計り較へ増減を書記ス順次ニ是を計ふ事前の法の如し

右戸籍の儀ハ永世の御記録庶民の系譜たり人民御保全の叡旨を奉牒認仕法之通聊も不可怠もの也

明治元戊辰

月日

〔中畑 岡崎長成家文書〕

一二三〔明治元年他所人來住奉公人雇入仕法の達〕

今般戸籍編製の上ハ土着該民人員生産明らかなる届くと得とも他所より為稼來住の者年季奉公稼の者等ハ根の在所の戸籍に書載せ真とめ是ハ此地の戸籍に書載す届から須依而其來去の法則名録編製左の通

一他所より來住借家相頼候ものハ家主より其者の生国地名身上并

稼方篤と問糺庄屋年寄へ届出庄屋年寄書面を以願出聞届の上家宅貸渡扁し家主へいつ迫の村のものいつもの支配の者たりとも借家有之処の庄屋年寄へ届出可事勿論なり然ル上者諸事其処の法を守らせ村役町役指図に従は志む扁し万一不審のもの留置ニおいてハ家主ハ不申及庄屋年寄も越度度たる扁し

一同断引払郷候節も前以家主より庄屋年寄へ届出庄屋年寄書面を以願出聞届の上引払せ可申素より以後掛合無之段歟儀の上可申出掛合有之引払後に至り相願有においてハ同断

一同断子孫出生并死去又ハ脱走等の節ハ可届出事

一他所より年限奉公として罷越候者ハ雇入の主人より篤と取糺庄屋年寄迄可届出万一不審の者雇入置においてハ主人の越度たる扁し

一同断婦りの節も前以主人より同断^{庄屋}年寄^{年寄}まで届出扁し以後掛合無之様詮儀の上可差帛掛合有之帛後相願有にお為てハ同断

一同断脱走死去等の節も可届出事

一庄屋年寄手元にお為て二冊の名録を調置一冊ハ他所人來住名録と表題し一冊ハ奉公人名録と表題し生国村名名前年齢等書記し來去死罷其外届出の処に書志るす扁し

他所人來住名録書牒

何郡何村百姓何某抱

何村貸屋住居

何渡世又ハ何商売

何何年何月來住

何何年何月歳何某

何何年何月婦

又ハ何何年何月何処江転居

妻 な に

男子

何何年何歳何某

奉公人名録書牒

何郡何村百姓何某雇入

何国何郡何町ノ人又百姓

何何年何月雇入何何年何歳何某

何国何郡何村百姓何某娘

な に

右之趣を以無洩書記す扁き事

右之通聊も緩なく可取計もの也

明治元辰月日

官版

不許翻刻

〔中畑 岡崎長成家文書〕

一二四〔明治三年一月太政官達〕

今般別紙通被 仰出候其村之小前末々迄不洩様村役人より此度

可触知候此近旁村名下金請印割付ヲ以少々乍逗留の村より可相返候もの也
庶務局図

一百姓町人共襦高袴割羽織を着し長脇差を帶之士列ニ紛敷風体ニ而通行致候義不相成候事

午十一月

太政官

一自今旧官人元結太夫待並ニ元中太夫等位階総而被廃止候事

国名并旧官名ヲ以通弥相用候義被仰候事

太政官

今般旧官人等総而位階被尋候ニ付諸社神職有位之輩諸官出仕中由位階罷仰候事

午十一月

太政官

〔中畑 岡崎長成家文書〕

〔解説〕 明治二年イギリスから帰国した森有礼は太政官に廃刀建白書を提出した。これにより士族は各地で騒然となった。太政官三条実美は、まず百姓町人に試みた。旧幕政時代の位階を廃止する達を一応出したものの使用を禁止はしなかった。明治維新が旧勢力に気をつかい、旧態を残したままの出発であったことがわかる。

一二五 〔明治三年十一月縁組規則の太政官達〕

縁組規則

一華族ハ太政官ニ願出士族以下ハ其官轄府藩懸江可願出事

一華族士族取結候節者華族ハ太政官江願出士族ハ其管轄官庁より

太政官江伺済之上差許ノ事

一府藩懸管轄達ニ而取結候節ハ士族卒平民とも双方之官庁ニ而聞

済之上送状取替し可申事

右之通可被定候事

庚午十一月

太政官

〔中畑 岡崎長成家文書〕

一二六 〔明治三年十一月大改革につき扶持米差止高田藩の達〕

今般同帆一轍之

藩制被

仰出致大改革候処

是迄段々之次第柄

茂有之乍少分年々

扶持米等指遣置候

ハ共海陸軍資ヲ始

夫々御沙汰之次第

茂有之乍氣之毒今

後贈兼候間此段不

悪御承知有之度候

尤点檢之上追而可

申進候へ共改革紛

問中不能其儀先日

為御断如此候也

庚午十一月

高田藩

円谷春平殿

〔中野目 円谷善人家文書〕

解説

府藩県三治のもとで地方行政機構は中央集権化の方向をたどったとはいえ、領有権は温存され扶持米など家録も支給されていた。本書は高田藩からの一時差止の達である。

一二七 〔明治三年二月席順の定〕

記

神 職 寺 院 為 替 方

營 繕 方 会 社 頭 取 同 並

諸 帶 刀 之 者 組 村 肝 煎 名 主

伝馬元締

〔右者今般席順相定候条以來名之通相心得可申者也

庚午十二月二十一日

白河県庁

追而伝馬元々之義是迄名主之上席ニ候処以來本文通相心得可申者也

〔中畑 小針頼晴家文書〕

一二八 〔明治四年戸前を三等に分ける規則〕

分三等心得之規則

一上等之事

是は百姓持高二十石以上も有之年申ニ夫喰も貯江臨時之費用有之候不差支程之者商人ニ而ハ家屋敷土藏等も相応所持致し下男下女ニ而も召使江臨時之費用有之候与も生業之害なき者ハ供ニ上等と可定事

一中等之事

是は持高二十石以下ニ而も年分之夫喰も可成引足り新裁等之世話ニも不相成商人ニ而者相応商業も取統き人之厄介ニも不相成位之者供ハ中等被可定事

一下等之事

是ハ半年夫喰も無之駄賃を稼き人ニ雇れ或ハ人之助けを仰ぎ時々差出罷在者商人ニ而ハ志はく職業ヲも□□与生業之目的も不相立人ニ依頼して相凌候もの供ハ下等与可定事

右之趣ヲ以村役人共公平ニ相定不都合之取計ひ無之様可致事

〔中畑 岡崎長成家文書「辛未戸前三等明細帳」抜粋〕

〔解説〕 以上のような基準で各家を上中下に分け、戸前三等明細

帳を作製し届出を命ぜられている。

一二九「明治四年七月中畑陣屋引払に就き払い下げ願の件」

乍恐以書付奉願上候

石川郡中畑村

当村旧地頭陣屋詰之者去年引払之節御伺済之上右陣屋土藏等不残
 払下ケニ相成候ニ付私引請置候処当春中土藏卷ケ所并俵作小屋御
 用之趣被 仰付冥加主極ニ奉存献上仕候其節土藏敷地除外敷地御
 讓被下置度候奉願上候処代金之儀被仰付奉候以得共行届兼夫々
 申聞候得共望人茂爾今無御座候仍而何卒厚以御勘弁奉差候土藏ヲ
 地代と被思召替御讓被下置度奉願上候左候得有家作も有之候間新
 百姓取立度奉存候右出格之以御憐愍ヲ御聞済被下置候ハ、莫大之
 御慈悲と難有仕合ニ奉存候以上

明治四年七月

右村庄屋長次郎父

願人 岡崎長左衛門[㊦]

代 同 長次郎[㊦]

白河県

御役所

〔中畑 岡崎長成家文書〕

〔付 御引渡目録〕

一 嶋田八五郎様より御引渡諸帳面別紙目録之通御引渡申候

但し内御上知掛り書類引残之分

一 御上知諸書納請取目録

去ル酉分寅迄三十ヶ年分

一 御取箇免定 但巳年未三ヶ年分不相見候処先勤より中送有之

三十冊

右同断

一年々皆済目録 但子年分右同断

三十冊

去ル寅より卯迄二十六ヶ年分

一日 記

二十六冊

去ル寅より寅十五ヶ年分

一 御物成勘定帳控

二十五冊

但し亥子兩年分室田弘兵衛並又勘定不相済引渡無之ニ付丑寅勘
 定ニ差支候ニ付判丑寅分共都合勘定済之上御引渡可申候

一 二ヶ村御開初元帳

一冊

一 御貸附金年賦取立帳

二冊

但し合帳証文共

一 御借用帳

二冊

一 宗門帳

数々

一 御積帳

一冊

一 中畑村蛙田三之助 献上馬書類

一袋

一 一件類諸書物

数々

第5編 近代 1政治

一 御蔵錠鍵共	組	一茶吞茶碗	十三
一 繩孤入場錠鍵共	一組	一十手 但し房共	一本
一 手鎖	九掛	一德利	三ツ
一 早繩	二本	一大釜	一ツ
一 牢屋錠鍵共	一組	一四ツ組蒸籠	一組
一 供笠	二ツ	一水風呂釜 但し長屋付	一ツ
一 同合羽	二枚	一木挟	一挺
一 ツイ健	一ツ	一石 但し長屋付	一ツ
一 搗臼 但し内一ツ長屋付	二ツ	一火燵石 但し同断	一ツ
一 吸物膳 但し古残り物	五人前	一硯 但し内一面ハ損じ用足不申候	二面
一 莛	十六枚	一鉛	一ノ二百五十目
一 吸物碗	二十人前	一焰硝	一ノ五十目
一 手塩	四十四	右二品ハ非常御手当之分	
一 青紅二尺五寸長鶴足広蓋	一面	一茅	百五駄
一 吸物膳	二十人前	一松六分板	四間
一 盃台	一ツ	一松二寸角	十二本
一 盃	五ツ	右二品迄雪隠家根入用分	
一 大平	一ツ	一滑津村と中畑村との争論一件書類	一袋
一 硯蓋	一組	一米五十九石五斗六升五合九勺	
一 格子縞夜着	一ツ	但し四斗四升九合入百俵 四斗五合八勺入三拾六	
一 縞敷蒲团	一ツ	俵ト八升三合	

一金一兩三步一朱一錢三百三十八文

但し御用穀代金御貸残リ之分

一金三十八兩一步三朱ト陳一厘

但し内十三兩一分三朱ト陳一厘ハ卯四月後不掛別帳之通り

外ニ御貸道具手桶一ツ飯鉢一ツ小盥一ツ

右之通相渡申候処如件

慶応三年六月二日

米原祝左衛門印

岡崎長左衛門殿

小針銚右衛門殿

〔中畑 岡崎長成家文書〕

〔解説〕 廃藩置県により廃止となった中畑陣屋の払い下げ願書である。付として慶応三年六月二日付で代官米原祝左衛門が転任になり後任の野沢伊久太代官が着任するまでの御引渡目録を陣屋の内容を知る事ができるのでのせた。

一三〇〔明治四年八月達脱刀勝手ノ事〕

太政官布告第三百九十九号

散髪制服略服脱刀共可勝手事

但シ礼服ノ節ハ帶刀可致事

明治四年八月九日

太政大臣 三条 実美

〔中畑 小針頼晴家文書〕

〔解説〕 明治四年七月一日廃藩置県が断行されその機にこの布告が出されたが内容はあいまいなもので無用の法令であった。しかし当時の政府は士族に対しては非常に神経をつかっていたことがわかる。

一三一〔明治四年一二月太政官達・治水修路の件・新貨鑄造の件・伊豆国島ト交易の件〕

治水修路の儀ハ地方之要務ニシテ物産蕃盛庶民段富ノ基本ニ付

府県管下ニ於テ有志之者共自費或ハ会社ヲ結ヒ水行ヲ流シ儉路ヲ開キ橋梁ヲ加スル等請般運輸之便利ヲ興シ候者ハ落成之上功費之多寡ニ応シ年限ヲ定メ税金取立方被差許候間地方官ニ於テ此旨相心得右等之儀願出候者有之節者其地之民情ヲ詳察シ利害得失ヲ考ヘ入費税金之制限等篤ト取調大蔵省ヘ可申出事 但本文之趣管内無洩可相達事

辛未十二月

太政官

新貨鑄造盛大ニ御施行可相成処夥多之古金銀一時ニ改鑄行届兼依之公私融通ノ為メ三井組江申付高三百万円ヲ限リ政府在来之古金銀ヲ引当トシ正金引換証券製造ニ付而ハ当十月申達候趣モ有之候処ニ至迄彼是嫌銘ヲ挾ミ取引差障遂ニ一般ノ不融通ヲ醸成シ下民ノ苦情モ有之哉ニ相聞以之外之事ニ候万一向後右証券取引ニ付

心得違候者有之ニヲイテハ嚴重可処置候条町処名前等取調可申出事

辛未十二月

太政官

伊豆国島ノ為御救島方産物交易之儀東京鉄炮洲会所ニ一式取扱外ニテハ聊之品タリ共交易堅不相成旨寛政八辰年文政二丑年万延元年申年旧幕府ニ於テ相触置候処自今会所ヲ廃シ物産之権法ヲ解キ広ク内地ト交通差許候尤八丈嶋三宅嶋新嶋之儀刑流入差置候ニ付渡海致度者ハ管轄之府県添管ヲ以島支配之県庁へ願出免許印章請歸郷之節返納致事

辛未十二月

太政官

別紙之通御沙汰相成候条小前末々迄無洩相達至急順達留村より可相戻もの也

元白河県

庶務局印

申正月二十日

〔中畑 岡崎長成家文書〕

〔解説〕 明治四年一月二日に県の統合が行われ、二本松県・若松県・平県になり白河県は二本松県に含まれることになった。その後同月一四日には二本松県は福島県に、同月二八日に平県は磐前県に改称された。本文書は元白河県庶務局名で達せられている。

一三二 〔明治四年九日白河県庁庶務局より高田県出張所簽子庁への出頭についての達〕

石川郡中野目村

円谷善右衛門

右之者義高田県出張所簽子庁より来ル十九日申達御用之義有之候ニ付可致出旨申来候間無遅滞本人同庁江罷出候様可申達もの也

割印

辛未 白河県庁

九月十五日

庶務局

白河郡
庶務局

尚受印可致返却もの也

〔中野目 円谷善人家文書〕

〔解説〕 明治四年七月一四日廃藩置県によって若松県・福島県・白河県・二本松県・棚倉県・三春県・中村県・磐城平県・泉県・湯長谷県が置かれ藩はすべて廃止され、飛領もそれぞれ分県になり高田県など一〇分県もできた。

一三三 〔明治四年九月高田県出張簽子庁より扶持米差遣す事〕

円谷善右衛門

昨年藩制改革ニ付
扶持米引揚候処従
前精勤之次第も有
之候ニ付目錄之通

差遣候事

高田県出張

釜子 庁印

辛未九月

〔中野目 円谷善人家文書〕

〔解説〕 廃藩置県は王政復古の大改革であったが、藩債の政府引受け家禄の保証を代償としてスムーズに運んだ。一時差止（一二六）になっていた扶持米も再び復活することになる。

一三四〔明治七年三月福島県第十三区会所より非常の場合の心得・規則などの達〕

（表紙）

「明治七年三月十五日

廻 章

第十三区 会所



非常馳附之事

小田川会所地出火非常等之節会所詰役員ハ勿論区内用掛并什長見聞次第速カニ会所ニ馳付区长戸長之指揮ニ随ヒ尽力可致事

用掛什長之印シ

右昼印之儀ハ地白木綿ニアイニ染ヌグ共又ハ墨ニ而書トモ銘々勝手タルヘシ用ヒ様ハ各カタニ結ヒ付出張ス可シ提灯之儀ハ夜事件之節用ユヘシ尤平素相用ヒ候而も不苦乍去リ家内之者等ニトモサスル事ヲ許サス

一 鐘ナリ太鼓ナリ早ク之ヲ打ツハツ

但シ鐘太鼓ノ別ヲ確定セス追而可相達事

区内非常之節

一 区长

但巡回等ニテ居合サルカ或ハ病中ノ節ハ馳付之戸長ニテ代理ス

ヘシ

一 戸長 一名

但一ヶ月越順番尤留守居ノ戸長ニテ区长帰村迄ノ処代理ス可シ

一 書記 二名

但一ヶ月越順番

一 用掛什長

但各村トモ相互ニ馳付消防便利ヲ助ク可シ

一 小使 一名

但兼テ非常月番ヲ定メ置是ハ休暇タリトモ妄リニ他出ヲ禁ス若
区内出火等ト見分候ハ、早速区長戸長ノ下宿ニ馳付可申尤事
件之地ニ出張之節昼ハ会所ノ旗夜ハ高張提灯ヲ持区長ノ側ニ
付添戸長書記ノ指揮ヲ可受事

役員心得規則

第一条

一 事件之場所暗昧ナラハ妄ニ出張ヲ禁ス方角事実分明之上区長ノ
指揮ニ随ヒ出張ス可シ

第二条

一出火之節ハ第一荷運ノ障害ヲ除キ消防之便利ヲ助ク可シ

第三条

一 洪水等ノ節も同断深切ニ立廻リ除害之筋注意ス可シ

第四条

一 防禦等抜群出精スル者アラハ姓名村所等承リ委細記シ置追而区
長ニ訴フ可キ事

第五条

一出火等之節其混雜ニ紛レ盜賊之患ヒモ多クアル可シ其近傍立廻
リ除害筋取停劣注意スヘシ

第六条

一 右同断之節ハ消防之外妄ニ見物人其場所ニ近ク者ヲ払ヒ可申事

第七条

一出張之役員服ハ洋服之事

但所持無之者ハ平服ニ而も不苦事

第八条

一出火等之節ハ混雜ニ紛レ災難ヲ受ル者モ難計其除害筋第一力ヲ
用ヒ尤幼之者ハ就中之ヲ注意致スヘシ

右相定候条前雛形ニ照準シ至急出来置非常之節不都合無之様可被
取計此段相達候条村名下へ令請印早々順達回尾ヨリ返却可有之候
也

第十三区

印

七年三月十五日

会 所 印

小田川村印

大和田村印

久田野村印

本沼村印

泉崎村印

松倉村印

北平山新田村印

北平山村印

関和久村印

川原田村印

吉岡村印

二子塚村印

滑津村印

須乘新田村印

須乗村印

三城目村

右村々

用掛中

〔大池 伊藤光之祐家文書〕

一三五 明治七年一〇月盤前果回達

(表紙)

「至急

石川

回

達

会所

七年十月二十五日発ス

北大畑村始メ

今般証券印稅御規則面説論并帳簿検査トシテ盤前果十一等出仕岡田武雅区内延回候ニ付別紙日割之通各村用掛并小前之内重立候者ハ一同同人族宿江出頭可致候事一農商之無別左之銘義ヲ以一ヶ年以上可附込見積金高百円以上取引致候小前ハ帳簿製帳之上御規則之通り印紙貼用検査ヲ可請尤兼而帳簿証印願済ニ而附込高満期之分ハ何連も持参足又検査ヲ可請事

帳簿上取引之分区別

第一類

一金錢判取帳

一質物通帳

一金錢当座預帳

ノ

第二類

一質物台帳

一金錢一時貸借通帳

一諸品損料帳

一商売品当座貸借通帳

一金錢預り通帳 但使用ヲナサマル文明無之分

ノ

第三類

一荷物判取帳

一諸品判取帳

ノ

日割

一十一月一日

北大畑村印

明岡村印

同新田村印

松崎村印

中野目村印

神田村印

堤村印

中畑村印

十月二十八日石川出頭先ニ而拝見仕候

右村々

中畑村江寄

十一月二日

中畑新田村印

笠石村印

成田村印

矢吹村印

矢吹新田印

右村々

右之通至急御達有之度候也

七年十月二十五日

小十区

戸長御中

右御達相成候条各村々差支無之様至急御取計可被成候也

七年十月二十五日

小十区 戸 長

右村々

用係御中

追而早々順達村名下令請印留り村

より可相返候也

〔新町 佐久間二〔家文書〕〕

一三六〔明治八年七月祝日祭日の定め〕

元 始 祭 一月 三日 新年宴会 一月 五日

孝明天皇祭 一月三十日 紀元節 二月 十一日

神武天皇祭 四月 三日 神嘗祭 九月 十七日

天 長 節 十一月 三日 新嘗祭 十一月二十三日

右の日を以て祝日祭日と御定め相成これまでの五節句と唱ひ候ハ御はいしに候間節句の祝ひな。のほり七夕等ハ相止め祝日祭日ニハ各の休業御国旗を掲げ可相祝候也

明治八年七月

〔本町 熊田俊一家文書〕

一三七〔明治八年五月太政官札民部省札兌換証券通用停止につ

き交換の警前県達〕

記

区長戸長

第四十六号

太政官札民部省札兌換証券之三種 当明治八年五月三十一日限り
通用停止 交換施行之儀本年第三号御布告之通於以相心致可申
就而ハ今般各会処於テ在之人名ト引替事務取扱申付候条 日割之
通左之書式ニ倣無遅滞引替可願出され事

平 会 所	五月十二日ヨリ	根 本 文 吉
植 田 会 所	同月十三日ヨリ	赤 津 作兵衛
四ツ倉会所	同月十二日ヨリ	坂部権左衛門
広野会 所	四月十四日ヨリ	佐久間 長助
長塚会 所	四月十五日ヨリ	木 幡 清 成
小高会 所	同月十五日ヨリ	瀬 川 常 知
原町会 所	同月十八日ヨリ	山 田 福 秀
中村会 所	同月十九日ヨリ	四本松 知義
小野新町会所	同月十四日ヨリ	荻 野 周 平
三 春 会 所	同月十七日ヨリ	伴 野 昇 藏

常葉會所	同月十五日ヨリ	鹿又門十郎
棚倉會所	二月五日ヨリ	青戸信之助
石川會所	三月十七日ヨリ	宗像朝造
	三月十七日ヨリ	
	三月十五日ヨリ	
	二月五日ヨリ	

一金何十何円何十何錢

内太政官何札何枚

民部省何札何枚

大藏省或ハ開拓使

兌換証券何札何枚

右員額ノ通引替奉願出ニ付御檢重ノ上賈札并不足等有之於テ御規則之通御所知被下正数丈ケ代リ金御下渡被下度此段奉願候也

何府県管下何大区何小区何郡何町村

華土族平民 何ノ誰印

何府県知令參事殿

右相達候条小前無違漏至急告示候也

明治八年五月四日

磐前県權令 村上光雄

右之通御達相成候条右村小前末々まで無洩触示期限不失様引換可願出此段御達申候也

八年五月八日

小十区戸長

〔新町 佐久間一二家文書〕

一三八〔明治九年三月帶刀禁止布告〕

太政官布告第三十八号

自今大礼服着用並ニ軍人及警察官吏等制規アル

服着用ノ節ヲ除クノ外帶刀被禁候条此旨布告候事

但違犯ノ者ハ其刀可取上事

明治九年三月二十八日

太政大臣 三条 実美

〔中畑 小針頼晴家文書〕

〔解説〕 明治六年一月十日に徴兵令が發布され土族の帶刀は全く意味をもたなくなり、明治六年三月矢上勝之は廢刀建白書を提出しその後機の熟すをみて政府は帶刀禁止にふみ切った。完全に行なわれるようになるのは明治十年の西南戦争の後になる。

一三九〔明治九年六月明治天皇御巡幸御屋宿割記〕

御巡幸御屋宿割記

矢吹町元本陣行在所 佐久間 光之助

明治九年六月十三日御巡幸御屋宿割記

行在所

正院

宮内省

待從

内膳課

内廷

岩倉右大臣公

從者四人

右御宿 佐久間 光之

德大寺宮内卿

從者五人

右御宿 会 田 源七郎

大隈大藏郷代理

右御宿 渡 辺 治平

大藏大書記官

從者四人

右御宿 鈴木 六津次郎

木戸内閣顧問

(3) 後者二人

右御宿 緑 川 興平

香川 宮内大丞

岡本 十一等出仕

米母 侍從番長

安 十一等出仕

高崎 侍 從

音川 十二等出仕

堀川 侍 從

田中 十三等出仕

綾小路 侍 從

松岡 十四等出仕

北条 侍 從

上田 等外一等出仕

竹岡 侍 從

俵 等外二等出仕

山口 侍 從

堀野 等外二等出仕

萩 一等出仕

奥 清房

藤波 九等出仕

佐藤 直忠

萩 九等出仕

村上 光保

小林 留吉外

右御宿 佐久間 光之助

駅 廷 寮

右御宿 横川 栄二

頓野陸軍大尉外

右御宿 仲 西 喜一郎

土方 大史

從者三人

金井權少史 山本大主記

小野大主記 川村權大主記

加藤等外一等出仕

山田等外三等出仕 鈴木等外三等出仕

右御宿 佐久間七左衛門

小笠原宮内権大録

松尾 雜 掌

杉山 雜 掌

中野 雜 掌

津田 雜 掌

伊藤新吉	小紫十三等馭者	川上十等馭者	岩波四等馭者	石田二等馭者	渡辺二等楽副生	船曳六等待医	岩佐三等待医	子林直人	猿渡直人	大田直人	木村仕人	佐々木仕人	三上仕人	松田仕人	岩崎雜掌	大谷雜掌	大原雜掌	三沢雜掌
	岡本十四等馭者	高木十三等馭者	矢野六等馭者	武部三等馭者	右御宿野木筆藏	石井五等楽副生	藤岡五等楽副生		大友直丁	松尾直丁	打口直丁	水郡仕人	高柳仕人	待木仕人	渕川十四等出仕	藤島雜掌	害田雜掌	武藤雜掌

飼丁三十二人
夫卒 二人

右御宿 野木 長太郎

谷村 八等出仕
田中 十四等出仕

加藤 等外一等出仕
名島 九等出仕

前島 十三等出仕
武藤 十五等出仕

夫卒 二人

職工 六人

右御宿 大野 庄左衛門

大岡 十五等出仕
與丁直丁

阿保 等外一等出仕

積賢 賢竜

鷹富 方

田中正三

外八人

右御宿 安藤 磯吉

栗林 三之助

御馬宿 大野 儀三郎

同 横川 栄二

同 野木 長太郎

同 佐久間 光之助

右者明治九年六月十三日北海道御巡幸ニ付同処江御昼宿割ニ相成候以上

明治九年六月十四日享

佐久間 光之助

〔本町 佐久間光男家文書〕

一四〇〔明治九年六月明治天皇御巡幸の際矢吹のようす〕

「矢吹の駅の入には小学生徒が凡ソ二千五百人ばかり、七八歳より十五歳までの児童にて男女を分ち男児は白または黒の西洋服にて列を正しく足なみを揃へ、一校一校ごとに何れも奉迎と書たる旗を真先に押し立て教官の指揮に従ひ、更に隊伍を乱さずして進み来り遙に鳳輦をお見受申上るを合図に道の傍に整列し、行儀正しく御通行を拝し奉りしは優美の振舞にて感心するも余りありき」

〔東京日日新聞「東北御巡行記」抜粋〕

一四一〔明治九年六月明治天皇御巡幸の際の矢吹のようす〕

御休所は佐久間光之助宅で古川屋という旅館であった。

「午前十一時過ぎ矢吹駅佐久間光之助方へ御着輦、御昼食を遊さる。当家は旧本陣にて家屋も手広く戊辰の兵火に焼け残りたれど追々荒朽ちたるを補理し行在所なせしこと故、庭園の風致も記すべくなく矢吹学校の生徒は揃ひの黒き洋服を着飾りて奉迎し、消

防人足は駅内を警固し、村民は持場を分けて道路を掃除す、又打続き天氣の都合もよければ、御通輦を拝まんと集い来る□村翁田□は往く所として雑沓せざるはなし」

〔報知新聞 明治九年六月十七日抜粋〕

一四二〔明治九年六月御通輦奉迎人取締・道路掃除世話係申付

第九区会所達〕

円谷 善右衛門

御通輦之節

奉迎人取締道路

掃除世話係申付

候事

明治九年六月

第九区会所宛

〔中野目 円谷善人家文書〕

〔解説〕

明治天皇は、戊辰の戦争もしずまり、制度をつぎつぎにかえ、一応政務の態勢がととのいつつある、明治五年国内の民情を知り国の基をかためるため、車駕で五月二三日から七月一二日まで九州・四国を巡幸した。

その後、佐賀の乱、台湾征討などありようやく一段落した、明治九年に東北巡幸を行った。六月二日東京御発輦草加・小山・宇都宮を経日光、佐久山、芦野を通り六月二三日白河に入り翌一四日矢吹をすぎ、須賀川に二泊し、郡山、二本松、福島、

仙台、松島などを経て青森から北海道函館に寄り海路南下し、七月二〇日横浜着の五〇日に及ぶ大旅行であった。この巡幸の供奉者は総勢二一三名この外に先発隊一八名で、岩倉具視、大久保利通、大隈重信など当時の政府のベストメンバーであり、地元の応接も大変なものであった。

矢吹村では佐久間光之助宅にて昼食をとられている。

一四三〔明治九年九月旧度量衡検査の達〕

先般調書差出置候旧度量衡為検査県官出張相成候条一村之三器無洩取纏の惣代として用掛什長ノ内左ノ月限ヲ惣ラス出頭検査ヲ請可

申候此旨相達候事

九年九月八日

第九区会所印

中野目村

神田村 用掛中

一九月十一日矢吹村富士崎七左衛門方検査

〔中野目 円谷善人家文書「第九区会所通達綴」抜粋〕

一四四〔明治九年九月畜犬規則〕

畜犬規則

第一条 犬の四方ニ奔馳スルヤ稍モスレハ伝染病ヲ誘引シテ

蔓延セシムルモノニテ牛疫等モ此憂不少ユヘ今般更

ニ此規則ヲ定メシモノナレバ能ク注意シテ遵守セシ事ヲ要スヘシ

第二条 従来畜犬ノモノハ勿論今後新ニ犬ヲ飼ハント欲スルモノハ其区警察出張所ヘ申出鑑札可受取事

但一人ニシテ数犬ヲ畜養セン事ヲ乞フモノハ其身代ニ応シ不相当ト見込トキハ鑑札下ケ渡ササルコトアルヘシ

第三条 前条申受シ鑑札ハ常ニ頸ニ結付置クヘシ若シ失ヒ候節ハ其訳申立更ニ鑑札申受クヘキ事

第四条 行人ニ噛付妨害ヲナス狂犬ハ畜主ニ命シテ毆殺セシメ尚其事故ニヨリ被害者ニ相当ノ償ヲ出サシムルトアルヘシ

但事機ニヨリテハ畜生ニ命セスシテ直ニ毆殺シ後ニ告ルコトアルヘシ

第五条 未タ人ニ噛付スト雖モ狂犬ト見認ル犬ハ飼主ニ命シテ毆殺セシムヘシ

第六条 他人の物品ヲ破毀シ或ハ飲食物ヲ喰ヒ損害ヲ被ルモノアルトキハ飼主ヨリ相当ノ償ヲ出サシムヘシ

第七条 鑑札ヲ受ケタル後狂犬トナリ人ニ害スルト見認ルトキハ飼主ヨリ速ニ毆殺スヘシ若シ手ニ余ルトキハ其区警察出張所ヘ届出ツヘシ

第八條 畜犬斃死スルトキハ其旨届出鑑札返納スヘシ

第九條 前各条ノ手續ヲナサルモノハ無主ノ犬ト見做シ悉ク毆殺セシムヘシ

第十條 鑑札雛形

表		裏	
番号	改焼印	第何区何郡何町何番屋敷主何族平民畜主何ノ誰	

右之通御達相越候条小前無洩相達可申此段相達候也

九年九月九日 第九区会所図

中野目村

神田村

用掛 中

什長

〔中野目 円谷善人家文書「第九区会所通達綴」抜粋〕

一四五〔明治九年九月戸籍事務に関する達〕

出生死亡送入籍其他戸籍ニ関スル御届ノ儀ニ付而ハ県庁より再三御達有之所自然等閑ノ向有之会所ニ付テ取計方殆差支候条其都度急度届出候様可致此旨相達候事

〔中野目 円谷善人家文書「第九区会所通達綴」抜粋〕

一四六〔明治九年九月第九区会所出頭・退出時間〕

一本月十一日より会所出頭退出時限左ノ通候条無洩可相達候事

午前第九時 出頭

午後第三時 退出

九年九月

第九区会所図

〔中野目 円谷善人家文書「第九区会所通達綴」抜粋〕

一四七〔明治一四年明治天皇御通覽の際道路修繕に付感謝状〕

磐城国西白河郡

矢吹村

昨十四年 御通覽筋

道路修繕之為山砂利川砂

利共二千百九十一駄差

出候段夕特之義ニ付為其

賞銀盃一個下賜候事

明治十五年七月三十一日

福島県図

〔宇都宮 石井亘家文書〕

〔解説〕 明治天皇第二回の北海道・東北巡幸で明治一四年七月三

〇日東京を出発、八月七日芦野から白河に入り、午後二時二〇分矢吹駅佐久間光之助宅に小憩。同五〇分発、須賀川郡山を経て仙台・青森・小樽・札幌・千歳・室蘭など今回は北海道内を

巡られ、再び青森から陸路南下し一〇月六日、矢吹に小憩、同夜は白河に泊られ一〇月一日東京遷幸の全行程七三日に及ぶものであった。矢吹には往還二回立寄られ小憩された。

一四八〔明治一八年五月中畑村へ戸長役場達〕
庶第五十四号

中畑村世話係

近來不景氣ニ連レテ乞丐体ノモノ多ク村落ヲ徘徊スルヤニ相聞甚ダ不都合ニ付右ハ畢竟施与スルモノ方々ヨリ自然徘徊スルモノナレハ示後右等者立寄候トモ断然施与セサル様村へ無洩告示方可取計若シ彼等ニシテ不法ノ者間々有節ハ速ニ矢吹署へ可申出旨是又併セテ告示可致右者其筋より照会之次第モ間々之有候ニ付此段相達候事

明治十八年五月八日

西白河郡矢吹村外十五ヶ村戸長 中 葉 重 朗 朗

〔中畑 岡崎長成家文書〕

一四九〔明治二〇年民度区画区域調〕

〔表紙〕

「明治二十年

民度区画 調 上 申 綴

福島県

上田

同 券面地価 五十八円三十四銭八厘

西白河郡

地勢ニ從ヒ大体阿武隈川ヲ中央ノ限界トシ其西南ヲ第一区トシ其南東第二区トシ其以北ノ一帯ヲ第三区トス

西白河郡第三区

気 候

第一区ノ氣候ニ異ナルコトナシ風雨亦同ジ

地 形

西北ハ旭岳逢隈赤面鷄峠大白森鎌房等ノ山岳ヲ以テ南北会津岩瀬ノ三郡ニ界シ東ハ石川郡ニ接シ南ハ第一第二区ニ連ル西部ハ重嶺屏立シ中央ヨリ東部ハ地勢稍ニ平坦ナリ山岳ハ旭岳高六百五十丈ヲ以テ最モ高トス

幅凡拾間以上ノ川阿武隈々戸川ノ二線十間以下ノ川六線阿武隈川ヲ以テ最モ大トス

第六号国道三里二十丁余斜ニ二区ノ中央ヲ通ス旭岳ハ著名ノ高山ニシテ雪ハ九月降始五月消ユ阿武隈川ハ郡ノ東部纔カニ舟楫ヲ通ス概子舟三間楫ハ五間ニ過ス西部ハ水底浅ク流水ノ急ナル箇所多々ナルヨリ舟楫ヲ通セス薪炭材等ノ切流ヲナス

耕地 宅地

一反歩 米実収額 三石七斗五升

同 売買地価 六十円

同 券面地価 五十八円三十四銭八厘

田 同 小作米 一石八斗七升五合

一反歩 米実収額 二石七斗九升

中田 同 売買地価 三拾五円

同 券面地価 二十三円六十四銭二厘

同 小作米 一石三斗九升五合

一反歩 米実収額 一石九斗八升

下田 同 売買地価 十円

同 券面地価 二円五十三銭六厘

同 小作米 九斗九升

下等ノ内最下等ニシテ世間ニ稀ナルモノナシ

試作ノ作用ハ第一区ニ同シ

俵造モ亦第一区ニ異ナルコトナシ

一反歩 麦実収額 一石五斗

上畑 同 売買地価 二十五円

同 券面地価 二拾三円九十八銭九厘

同 小作麦 七斗五升

畑 一反歩 麦実収額 一石二升

中畑 同 売買地価 十五円

同 券面地価 十四円七十六銭六厘

同 小作麦 六斗

一反歩 麦実収額 八斗

下畑 同 売買地価 三円

同 券面地価 二円七十九銭九厘

同 小作麦 四升

麦作ハ大小麦ニシテ区内ノ食料ニ足ルモ他ニ販売スルモノナシ
其ノ他ノ作物ハ重モニ大豆小豆蕎麦粟等ニシテ其他野菜類ナリ
煙草ハ僅少ニシテ蒟蒻ハ甚ダ稀ナリ故ニ未タ蒟蒻ノ利益ヲ知ル
モノナシ

田畑共小作預ケノ旧價及ビ其約定証書ノ写第一区ニ大差ナシ

田畑トモ近年ノ收穫ヲ概算スルモ増減ナシ

耕作法ノ近部ト特異ナルモノナシ同一ノ耕法ナリ

例年霜若クハ風等ニシテ桑茶其他耕作物ヲ害スルモノハ例年三月

ノ頃春霜ノ為メ桑茶ニ害アリ就中十八年ノ春霜ニ罹ル茶樹尤多シ

其他年々西北ノ風ニ害セラル、ハ麦苗ナリ是レ風ノ為メニ苗根ヲ

吹アラハレ生育ヲ妨ケラル、カ為メナリ

古来旱損又ハ水損ヲ蒙ルコト近年甚ダ稀ニシテ旱損ニ罹リシハ十
九年中太田川矢吹ノ両部ニシテ他ノ部落ナシ本区ノ如キハ旱損ノ

害ニ罹ルモノアルモノアルモ水害ニ罹ルモノ少シ又電害ニ罹ルモノナシ

溜井修繕及阿武隈川通用水堰修築費用等ハ第一区ニ大差ナシ

一反歩 売買地価 八十円
上 同 券面地価 四十円
同 借地料 ナシ

一反歩 売買地価 三十円

宅地 中 同 券面地価 十四円五十銭
同 借地料 ナシ

一反歩 売買地価 十円
下 同 券面地価 三円九十八銭九厘
同 借地料 ナシ

町村、戸口地租

村四十三ヶ村地租二万四千百七拾円三十七銭三厘

内百戸以上ノ村八ヶ村

右村名 小田倉村 小田川村 泉崎村 矢吹村
中畑村 滑津村 三城目村 関和久村

備考第一区ニ同シ

置県後郡界更正町村分合ハ左ノ如シ概略町村名称ハ大小村ヲ合スルモノハ大村ノ称ヲ取り優劣ナキ町村ヲ合スルモノハ古来ノ唱呼或ハ旧村名ノ頭字等ヲ以テス

矢吹村 矢吹新田村 中畑村 中畑新田村
大畑村 堤村 神田村 松崎村
中野目村 明岡村 明岡新田村

右石川郡部内タリシヲ明治七年中当郡へ組入

新村名

新村名	旧	村	名
真船村	真船村	折口新田村	折口原新田村
羽太村	羽太村	下羽太村	真名子新田村
小田倉村	小田倉村	小田倉新田村	小田新田村
踏瀬村	踏瀬村	十軒新田村	
萱根村	根田村	新小萱村	
豊地村	大谷地村	飯土用村	
矢吹村	矢吹村	矢吹新田村	
三城目村	三城目村	三城目新田村	
須乗村	須乗村	須乘新田村	
松倉村	松倉村	七軒新田村	
北平山村	北平山村	北平山新田村	

右明治九年中合併ノ分

明新村	明岡村	明岡新田村	
-----	-----	-------	--

右明治十九年中合併

大村 明治九年中白河町ニ合併シテ同十五年ニ至リ分離シテ一村

ヲナス

戸数	十八年	十九年	二十年
士族	四五	四九	四八
平民	二、六五四	二、六四〇	二、六四四
計	二、六九九	二、六八九	二、六九二

近年ノ増減及理由

十八年ヨリ十九年ハ十戸減少シ二十年ニ至リテハ十九年ヨリ三戸増加シ三ヶ年間十戸以下ノ増減ニシテ差異ナシ

人口	十八年	十九年	二十年
士族	二一九	二四〇	二四一
平民	一六、九〇一	一七、三二六	一七、六六一
計	一七、一二〇	一七、一二〇	一七、九〇二

近年ノ増減及理由

十九年ハ十八年ヨリ四百四十六人増加シ二十年ハ十九年ヨリ三百三十六人増加セリ

理由人口漸次増加スル定則ノ外地ナシト思考ス

風俗生計

衣服理装ノ物質及其詳細外国ノ風俗ヲ学フ状況

第一区ト大差ナシ

食物会飯ノ習慣等日待恵比寿講等其集会スル称呼及事実

第一区ト大差ナシ

自家用料酒造戸数 千三百六十二戸

明治十九年度ノ調べニヨル

家屋

上等建家坪数貳拾坪屋根木羽葺

借屋料并地代六十五円

中等同前九円

下等同前屋根茅葺借屋料并地代共二円四十銭

新築上等一坪二十円 中等十円 下等五円

木材ハ多ク他ヨリ需メス

凡日用品薪炭塩味噌醬油野菜呉服反物ノ類他ニ供給ヲ仰クト否サルトノ区別

第一区ト大差ナシ

区内ニ冠タル財産家人員及職業

北平山村

農 穂 積 直 橋

滑津村

農 水 野 谷 重 三 郎

県會議員撰挙被撰挙人員

撰筆権ヲ有スル者 千五百三人
被撰筆権ヲ有スル者 七百十九人

〔県庁文書「民度区画区域調上申綴」抜粋〕

【解説】 本資料は郡単位となつてゐるので直接矢吹の村々は不明であるが、この時期の資料はないのでここにとりあげた。

一五〇〔明治三二年八月七日矢吹村議事録〕

明治三二年八月七日矢吹尋常小学校内ニ開ク出席議員拾一名
同日午後一時三十分議事の開キ議事ヨリ収入役推薦ノ議案ヲ下附
ス

（余白）

二番問 今回ハ制度ニ抵触セザリシ迄ノ議事細則ヲ通用スル可ナ
ラン乎

九番二番ヲ賛成シ且ツ今回限ラズ細則ノ完成スルノ際迄
適用スルヲ述ブ

議長収入役ノ一次会ノ開会ヲ述ブ

十番本会ニ就テハ各員ノ意見モアルヘケレハ暫時休議致
度ト請求シ九番ノ賛成ヲ得議長ヨリ其旨各員ヘ報導セリ
午後五時収入役ノ一次会ヲ開クベキ旨議長ヨリ告ク九番
ハ一次会ヲ略シテ二次会ヲ開カレンコトヲ望ミ議長ハ其
旨ヲ満場ヘ諾可ヲ得テ二次会ニ移ル

九番ハ収入役ノ身元保証トシテ全百五十円已上ノ正金或
ハ相当ノ価格アルモノヲ取置キタリ且ツ金錢ノ安全ヲ保
タンガ為メ金庫（価格ハ後会ヲ以テ定ムルモ）ヲ購求シ
タキ旨ヲ開陳シ而シテ其収入役ノ月俸ヲ五円ト修正致シ
タシト申陳ナリ九番収入役五名候補者ニ対シ推薦ノ手続
ヲ問議長答フルニ起立ニ間ハント九番ハ投票ヲ以テ定メ
タシト述ブ

十番金庫ヲ購求スルハ九番ニ同シ月俸ハ原案（六円）ヲ
賛ス

九番ハ可成節約ヲ旨トシテ他ノ例証ヲ引キ結局創業ナル
ヲ以テ不敢取前説ノ額ニ致シ參他日事務ノ繁閑ニ拠リテ
不相当ヲ感シタル咄ニアツテ増額スルモ差向前説ヲ以テ
相当ト認ムルト言ヒリ二番ハ九番説ヲ排斥シ十番ノ原案
維持説ヲ賛ス九番ハ尚前説ノ理由トシテ人民休養ヲ専ラ
トシ且ツ議候議者タル何レモ公民ノ一人ニテアル限りハ
徳義上僅ニ一元ノ差等ニ対シ動怠アルベキ管モアル間敷
而シテ五円ノ給額ハ左マデ低少ニ失シタルト云フニアラ
ザルベシト述ブ

四番問

収入役ハ諸税賦課法及切符ヲ発スル等ノ務メヲ取ルモノ
ナル乎
議長免否ヲス村長ノ事務ナルベシト思量ス

八番間

収入役ハ任期中ハ俸給ヲ増減スルヲ得ザル於約シ年度毎ニ増減スルモ差支ナキヤ 議長 任期中動カスベキモノニアラス

九番四番及八番等ノ問答ニ対シ愈々前説ヲ拡張セントシテ収入役ノ事務タル単ニ収支ヲ取纏ムル等勤勞タルニ通ザルヲ以テ飽マデ前説ヲ主張ス

議長ハ九番ニ対シ原案給額ノ主旨タルハ収入役ノ事務ノ繁閑ヲ謀リ我矢吹村ハ既ニ白河町ノ次ニ位シ為メニ事務ノ繁雜ナル例ヲ既往シ尋ヌルモ決シテ郡内他村ノ比ニアラズ是レ本案ニ表記スル所以ナリ 九番ハ故ラニ議長ノ明示アルニモ拘ラズ前説即チ月俸金五円ヲ以テ愈々相当ト認ム

二番ハ最早ヤ各員ノ意見モ略尽キタルヤニ見受ク依テ決ヲ取ランコトヲ望ム

一番ハ我矢吹村ニシテ収入役ノ給料六円トアルハ敢テ過分ニアラザルベク考フルニ拠リ原案ヲ可トス

議長ハ論旨既ニ尽キタリト認メ九番説ヲ起立二問フ

九番起立四名

原案起立八名

依而議長ハ九番説ハ少数ナルヲ以テ消滅シ他ハ過半数ナルヲ以テ原案ニ決スル旨ヲ告グ

十番収入役モ人ヲ推薦スルニ曩ニ九番が述べタル如ク匿名投票ヲ以テシタシト陳ブ議長ハ十番説ヲ容レ直チニ用紙ヲ各員ニ配布ス

議長ハ投票ヲ纏メ点検シタルニ「八点 川口岩太郎」「一点 大野喜次郎」「一点 大木代吉」ナリ依而最高点タル川口岩太郎ヲ以テ当撰ト相定メ暫時休憩ヲ報ス時正ニ五時三十分ナリ

午後六時開会

議長ハ書記ノ撰挙議案ヲ配布ス

二番書記撰挙ニ先タチ助役ニ行政事務ノ一部分担サセタリ之レ他ナシ今書記之撰挙ニ多少影響スルヲ以テ敢テ建議スル所ナリ

九番ハ二番ノ建議案ヲ賛ク

十番

俱ニ二番ヲ賛ク

三番

議長建議ニ対シ定数ノ賛成アルヲ以テ議題トナリタリ依而審議ヲ乞フ

九番ハ建議ヲ取り原案トナシ更ニ配布ヲ望ム

十番ハ毎議員ニ配布スルハ頗ル煩ハシキニ付原案一葉ヲ調製シ書記ヲシテ朗読セシメテ可ナリ

因テ議長ハ之レヲ起立ニ問フ

起立満場

議長直チニ矢吹村助役ニ行政事務分担議案ヲ製シ書記之
レヲ朗読ス

議長本案一次会ヲ開クヲ告グ

九番一次無 二次無俱ニ異議ナキ旨ヲ陳ブ続テ起立ニ問
フ起立満場ナリ

議長ハ議會同意ヲ經テ助役事務分掌ノ三次無ヲ後ニシ書
記撰挙議案ノ一次会ヲ開クコトヲ告グ

二番九番一次会ニ異議ナキ旨ヲ述ベ依テ起立ニ問フ満場
異議ナク通過ス

引続キ前案第二次会ヲ開ク

二番十番原案月俸金六円トアルヲ五円ト修正シタシト述
ブ依テ議長ハ議題ハナリタリト告グ

一番原案ヲ賛成ス

九番ハ二番ノ修正説ヲ賛ク

十番書記ノ推薦ヲ口頭ニテ申陳シタト謂ヒ

九番ハ匿名投票ニシタシト謂ヒ八番及二番ハ九番ニ同書
議長ハ二番ノ修正説ヲ起立ニ問ヒタルニ一名ヲ除クノ外
満場起立

十番推薦説少数ニテ消ヘ九番ノ説ニ可決ス

議長ハ九番ノ投票説ニヨリ正当手続ヲ履ミ票ヲ取纏メ之
ヲ点検スルニ十点

長尾半次郎 一点芳賀市左衛門ナルヲ以テ最高得点長尾
半次郎ヲ取り以テ当撰者ト定ム

収入役撰挙議案ノ三次会ヲ開キ収入役ハ川口岩太郎八点
ノ高票ヲ以テ当撰シ月俸金六円トシ書記ハ長尾半次郎十
点ノ高票ヲ得テ当撰シ月俸金五円トシ助役ニ行政事務ヲ
分掌セシムルハ原案ニ異議ナキヲ以テ共ニ確定シタル旨
ヲ告グ

玆ニ於テ本会ノ議事ヲ了シタルニヨリ各議員ノ目前ニ於
テコノ議事録ヲ朗読シ且ツ議員ノ公正ヲ証スルタメ議長
及議員等記名調印シ午後八時全ク本会ヲ閉ヅ

明治二十二年八月七日

西白河郡矢吹村

村會議長 緑川三治郎^印

同 議員 小針 鎮平^印

同 横川 栄二^印

〔町有明22「矢吹村會議録」〕

解説 当町に現存する議事録で最も古いもので全文掲載し
た。矢吹村は、明治二十二年四月一日市町村制が全国的に施行さ
れ、関連して町村合併がおこなわれ、新矢吹村が誕生した。

一五一〔明治三二年一〇月矢吹村吏員給額〕

矢吹村議會議事

細則會議ニ先タチ二番ヨリ吏員給額ヲ定ムルノ必要ヲ認メ之レガ建議ヲ提出ス

満場之レヲ可トス

村長百二十円

九番八月俸十円トシ支給法ハ従来官吏之支給俸ヲヘフタシト云フ

二番 九番ノ方ヲ可トス

九番ノ説満場之レヲ可トス

二番助役ノ報酬ハ其勤務ニ相当スベキニ付年報トシ左ノ額ヲ給ミタシト云フ

助役七拾二円

九番曩キニ有給トシテ七十二円ヲ給スベシトノ議決セシ事アリ然ルニ今ヤ助役ハ名譽職トナリタルニ付大ニ給額ニ差等ヲ生シタリ因テ有給ノ額ヨリ幾分減スルヲ正理ト思量セリ然レトモ財政上ニ多少ノ影響モアルベキニ付強チ理論ニノミ奔リ難シ依テ暫時談話会ヲ開キタシトノ議論賛成多ク為メニ休憩セリ

午後三時開会引続キ助役報酬額ノ審議セラレ度事ヲ議長ヨリ報導ス

十番年額七十二円ヲ可トス但シ事務一部分ニ限ラス忍ハルル限リハ充分精勵セラレン事望ムト云ヘリ

九番ハ二番ニ給期ヲ問フ

二番答当分普通支給ヲ用フ他ハ議長ニ問ハレクシ

議長答不日之レカ支給規定ヲ設クヘシ

九番七十円トシテ年四一回十七円五十銭ツツヲ渡シタシ

五番助役ノ分掌ハ事務ノ一部内ニ限ルカ

議長法律上然リ然レトモ實際ニ於テハ決シテ然ラス現在從事スル如ク事務ノアル限リハ飽マテモ勤メサスルノ見込ナリ

九番二円ヲ減シタル理由ハ給料額七十二円トアリシニヨリ幾分名譽タル限リハ減セサルヲ得ス然レトモ經濟上顧ミル処アリ且助役

其人ニ対シ又斟酌スル事アルカ故ニ僅ニ二円ヲ減セシ所以ナリ

四番建議案ヲ可トス

三番建議案ヲ可トス

議長二番ノ七拾二円建議説議題トナルヲ報ス

五番 九番ノ七拾円修正説ヲ可トス

二番 建議ノ旨趣トシテ助役ニ適任ノ者得タルニ付置建議の理由ヲ拡張セリ

議長 決ヲトル

九番七十円説二名

二番七拾二円説八名

七拾二円ニ決ス

議長 給額ノ三次会ヲ開クヘキヤヲ問フ

開クベキニ決ス

議長 書面調整ノ間休議ヲ告ク

引続キ三次会ヲ開キ満場一致異議ナク決定セリ

玆ニ於テ本会ノ議事ヲ了シタルニ依リ各議員ノ目前ニ於テ此議事録ヲ朗読シ且ツ議決ノ公正ヲ証スル為メ議長及議員等記名調印シ午後六時全ク本会ヲ閉ツ

明治二十二年十月七日

西白河郡矢吹村

村會議長 緑川 重世園

〃 議員 藤田熊五郎[㊤]

〃 議員 会田 嘉助[㊤]

〔町有明22「矢吹村會議録」抜粋〕

一五二〔明治二十三年矢吹村事務報告〕

西白河郡矢吹村事務報告

本村総体ニ関スル通常事務ニ就テハ別ニ報告ヲ要スヘキモノナシ故ニ議事ニ関スル事務ヲ始トシテ順次列記シ其要領ヲ報告スル左ノ如シ

議事ニ関スル事項

一明治二十三年中ニ於テ議會ヲ開キタルハ十回ニシテ其議決ニ係リタル件々ヲ拳クレハ二十三年度地方税戸數割貧富差等ヲ設タル

件 二十二年度教育費決算報告 二十二年度村税収支決算報告

十九年度授業料処分ノ件 助役辭職請求ニ付許否ノ件 助役選舉

ノ件 助役ヲシテ町村行政事務ノ一部ヲ分掌セシムル件 矢吹尋

常小学校修繕費支出認定ノ件 同校用書籍購求費支出認定ノ件

同校職員慰勞金支出認定之件 加フルニ衆議院議員撰挙名簿調査

及該撰挙ニ就テハ創始ノ事故書類往復等數回ニシテ処理上繁忙ヲ

來シタリ

農商工ニ関スル事項

一二十三年中臨時農事調ノ特令アリ其調査法タル前五年ニ廻リ取

調ル等容易ナラサル手數ニシテ非常ノ繁忙ヲ究リタリ

衛生ニ関スル事項

一二十三年ニ在テハ大字矢吹ニ腸窒扶斯患者發生シ該予防ニ注意

シ加フルニ溺死行旅死亡各一人アリ非常ノ手數ヲ究メタリ

土木ニ係タル事項

一二十三年ノ如キハ未曾有ノ洪水ニヨリ浸水流失ニ係ル道路橋梁

用悪水路破壊取調及地方税補助請求等ニ就キ非常ノ繁忙ヲ究メタ

リ

雜件

一二十三年中田方特別地価修正ニ係ル土地名寄張整理ノ為メ殊ニ

手數ヲ要シタリ

一二十三年中水害ニ係ル土地免租出願及土地名寄帳同台帳等整理

ニ付非常ノ手数ヲ要セシノミナラス地租地方稅村稅ノ賦課ニ影響シ大ニ手数ヲ要シタリ

右町村制第百八條第二項ニ依リ提出ス

明治二十四年三月

西白河郡矢吹村 助役 長尾 半次郎

〔町有明治24「矢吹村會議錄」抜粋〕

一五三〔明治二十四年矢吹村事務報告〕

西白河郡矢吹村事務報告

本村總體ニ関スル事務ニ就テハ別ニ報告ヲ要スベキモノナシト雖モ議事ニ関スル事項ヲ始トシ順次列記シテ其要領ヲ報告スベシ一明治二十四年度中ニ於テ議會ヲ開キタルコト六回其議決ニ係リタル件々ヲ挙クレバ村長辭職ニ付解職ノ件村長撰擧ニ関スル件二十三年度村稅決算報告ノ件二十三年度及二十四年度歳出科目外支出認定ノ件助役ノ辭職正当ナル件明治二十五年地方稅賦課ニ係ル戸數割貧富等差ヲ設クル件ナリトス

衛生ニ関スル事項

天然痘流行現ニ近村ニ患者アルヲ以テ予防ノため臨時種痘ヲ施行シ多人数ニ種植セリ

雜件

二十四年中第二師團小機動演習ヲ本村附近ニ施行ナリタルニ依リ該事務ニ就キテハ頗ル繁用ヲ極メ之レガタメ經費ノ予算外ヲ決消セリ

税金徴収ニ付テハ納期日經過ノ後不納者數多アルヲ以テ督促ノ未其意納ニ係ル調査ヲ要スルタメ頗ル手数ヲ煩ハシ自然事務ノ繁多ヲ來タス場合ニ至レリ

右町村制第百八條第二項ニ依リ提出ス

明治二十五年三月二十一日

西白河郡矢吹村長 山本 重承

〔町有明治25「矢吹村會議錄」抜粋〕

一五四〔明治二十五年二月矢吹村長山本重承解職請求ヲ拒絕スル請願書〕

請願書

我が敬慕セル山本矢吹村長今回解職ヲ請求セラレ本日ヲ以テ我代議士會ハ是ガ許否ヲ議セラル、ト吾人ハ其何ノ故ニ解職スルヤハ知ラザレドモ同君ガ本村ニ治タリシヨリ衆ニ接スルニ博愛事務ニ当テ周密村治大ニハレリ然ルニ今日ノ凶報ニ接ス苟モ村民タルモノ誰カ愛惜セサルモノアラン況ヤ小生等前議員タリシトキ満場一致指名ヲ以テ同君ヲ撰擧セシガ如キハ真正ノ代表者タルニ背カズシテ帝国内ニモ他ニ類例勿カルベシ賢明ナル議員諸士ハ此請求

ヲ容レサル勿論ナレドモ若シモ此ノ請求ニ応ズルガ如キアラハ吾々村民ハ実ニ赤子ノ慈母ヲ失シタル感ナキ能ハズ故ニ断然此解職請求ヲ拒絶シ永ク矢吹村ノ良村長タラシムル様御決議アラントコトヲ謹テ請願候也

明治二十五年十二月十八日

西白河郡矢吹村 大野喜次郎◎

矢吹村会 御中

〔町有明25「矢吹村会議録」抜粋〕

【解説】 現存する中で最も古い請願書なので収録した。結局村長は辞職しなかった。

一五五〔明治二六年三月矢吹村吏員俸給支給規則規定の建議書〕

建議書

村吏員俸給支給規則規定ノ必要ヲ認め茲ニ及建議候条充分審議ノ上可決致度別紙規則按相添へ及建議候也

明治二六年三月三十日

十二番議員 藤田 熊五郎◎

十番議員 佐久間 光之助◎

四番議員 渡辺 治平◎

六番議員 平山 泰一郎◎

矢吹村会議長

十一番議員 佐久間七左衛門◎

山本 重 殿

〔町有明26「矢吹村会議録」抜粋〕

一五六〔明治二六年八月三神村長認可書〕

西白河郡三神村長

矢部 相 藏

本年七月三十日第、号稟請矢部相藏三神村長ニ当選同年九月二日就職ノ件

右町村制第五十九条ニ拠リ之ヲ認可ス

明治二六年八月十一日

福島県知事 日下 義 雄◎

〔町有「県都庁諸指令綴」抜粋〕

【解説】 右のような認可書が県知事から出されて町村長は就任した。

一五七〔明治三七年矢吹町事務報告〕

第四号

明治三十七年西白河郡矢吹町事務報告

明治三十七年町事務ノ要領ヲ報告スルコト左ノ如シ

一 議事ニ関スル件

明治三十六年中議會ヲ開キタル回数六回其議事ノ件數ハ三十一件ニシテ其細目ヲ列挙スレバ

一月二十五日

明治三十六年度追加県稅戸數割貧富等差査定ノ件

町會議員木戸正助辭職ノ件

小学校授業料徴収ノ件

大字大久保官有地下戻不許可ニ対シ農商務大臣ヲ被告トシテ行

政訴訟提起ノ件

三月三十一日

明治三十六年度歳入出予算變更ノ件

矢吹町督促手数料条例改正ノ件

小学校基本財産寄附金願許可収入済報告

軍人ニシテ従軍又ハ在營者ノ家族若シクハ遺族ノ者小学校生徒

授業料免除ノ件

明治三十七年度歳入出予算ノ件

明治三十七年度歳出予算中流用ノ件

町税賦課徴収方法規定ノ件

明治三十六年事務報告

基本財産蓄積条例改正ノ件

町有財産管理規程改正ノ件

窮民救済義捐金管理規程設定報告

小学校寄附品許可収入済報告

各区長及区長代理者改選ノ件

四月十九日

明治三十七年前期県稅戸數割貧富等差査定ノ件

矢吹町各改称ノ件ニ付小針鎮平へ感謝狀ヲ送ル件

地租制限外賦課許可稟請ノ件

十月十日

明治三十七年度県稅戸數割後期分追加共貧富等差査定ノ件

衛生費借入ノ件

明治三十七年度歳入出予算追加及變更ノ件

大字中畑新田官有地引戻許可ノ件報告

十一月十日

教育費寄附金延納許可ノ件

町税及雜収入延納許可ノ件

臨時出納検査立会委員互選の件

明治三十六年度歳入出決算報告ノ件

明治三十七年度歳入出予算中追加及變更ノ件

十二月二十八日

書記解職ニ付慰勞金給与ノ件

以上決議ノ要領ハ其時々監督官庁ニ報告シ且ツ告示セリ文書收受

九十三件發送五十四件

一 戸籍ニ関スル件

身分登記及戸籍登記ニ関スル件数三百六十三件 文書發送百十

七件 收受百四十三件

戸籍謄本抄本人口 男一、一五二人

計二、二七〇人

入寄留人口 男一、一八八人

計 四一〇人

出寄留人口 男一、一六〇人

計 二六二人

現住人口 男一、一九一人

計二、四一八人

現在戸数 女一、二二七人

四五九戸

一 兵事ニ関スル件

兵事ニ関スル事務ハ三十七年二月開戦以降非常ノ繁多ヲ来セリ

後記件数戦役ニ関スル件ハ全ク増加シ平年ノ三倍以上ナリ

文書收受五百件内戦役ニ関スルモノ三百四十五件發送百十五件

内戦役ニ関スルモノ六十六件

人民ヨリ收受九十四件内戦役ニ関スルモノ十一件軍事秘密ニ関

スル往復書類九十件

徴兵適齡者二十六人予後備軍人二十一人現役兵二十人補充兵二

十五人総員六十六人ニシテ出兵シタルモノ三十五人内戦死一人

一 庶務ニ関スル件

文書收受四百三十四件内人民ヨリ收受百五十三件發送八十三件

一 農商ニ関スル件

文書收受三百五十件内人民ヨリ收受十七件發送九十三件

一 衛生ニ関スル件

赤痢病未曾有ノ大流行ノ為メ吏員全部衛生事務ニ従事スル昼夜

ノ別ナク故ニ通常事務ノ如キハ殆ト一ヶ月間停止スルノ止ムヲ

得ザリキ文書收受百七十七件内人民ヨリ收受八十七件發送百四

十三件清潔法及種痘ハ春秋二期ニ之ヲ執行セリ

赤痢病患者百六十六人全部隔離舎ニ收容シ死亡シタルモノ二十

一人腸窒扶斯病患者四人自宅治療執レモ全治セリ

一 学事ニ関スル件

文書收受八十八件發送二十六件学齡兒童男二百三十九人女百八

十八人計四百二十七人在学生徒男百二十人女九十八人計二百十

八人不就学兒童男十五人計四十二人

一 地理ニ関スル件

文書發送十五件收受八十四件内人民ヨリノ分三十件

一 土木ニ関スル件

文書發送三十六件 收受二十七件内人民ヨリノ分二件 治水工

事(堤防)ヲ起工シタル箇所二ヶ所共々県ノ補助ヲ受ケタリ工

費參百円以上ヲ要シタルモ補助金以外ノ工費不足金ハ関係地主

ニ於テ負担シタリ

一 稅務ニ関スル件

文書收受五百六十一件内人民ヨリノ分二百七十件發送二百九十

一件町税再三督促ニ及フモ滞滞納ノ弊アリ遂ニ督促令状ヲ発ス

ニ至レリ然レドモ近來漸ク滞納ノ弊脱却ノ域ニ進ミツ、アリ

戦時非常時別税発布ノ結果土地台帳各寄帳ノ照合更正ヲ要シ吏

員ヲ白河町ニ派シ整理セリ其日数三十日ニ及ベリ

一 会計ニ関スル件

町税ノ納入滞滞ノ結果支出ニ差閔ヲ来ス為メニ困難ヲ感スルモ

ノ尠カラズ文書発送十三件

一 雑件

文書收受五百一件

町村事務ハ年ヲ追フテ倍々繁忙ニシテ殊ニ三十七年ハ征露役ニ

際会シ加之当町赤痢病ノ大流行アリ明治三十七年町事務ノ繁劇

ナリシコトハ既往ニ其此ナカルベシ

右町村制第八條第二項ニ依リ報告候也

明治三十八年三月三十日

西白河郡矢吹町長 太谷 知房

〔町有 明38「矢吹町会議録」抜粋〕

一五八〔明治四〇年三神村事務景況報告〕

事務景況報告

明治四十年度ニ於ケル事務ニ於テハ敢テ特記スベキ件目ナシト雖

トモ玆ニ其概要ヲ録スル事左ノ如シ

議事

一本件ニ有テハ四十年四月ヨリ本年三月ニ至ル村会開年度數十回

日数十五日ニシテ其重ナルモノヲ挙クレバ明治四十年年度歳入出予

算同年度前後期県税賦課等差会及収入役選挙会等ニシテ多少手数

ヲ要シタリ

庶務

一事務ノ繁多ニ趣クハ世態ノ進歩ニ伴フ結果ナルハ言ヲ要セザル

モ本年度ニ在リテハ県会郡会、村会議員等ノ定期改選期ナルヲ以

テ之ニ要セシ手数ハ大ナリシモ事務執行上錯誤等ナカリシハ幸セ

タリ

文書

一事務ノ繁劇ニ伴ヒ書類ノ往復公私ノ用件劇増ヲ来セシ結果トシ

テ其発枚ノ件数非常ノ増加ヲ見ル今其ノ件数ヲ挙クレバ左ノ如シ

收受ノ部

官公署ヨリノ分

一、五〇〇

村内ヨリノ分

三〇七

各団体ヨリノ分

二五〇

発翰ノ部

官公署ノ分

五三三

村内ノ分

一八七

各団体ノ分

一九

兵事

一 普通事務ニ於テハ前年ニ大差ナキモ時局ニ対スル事務ニ就テハ改正ノ結果計画上大ニ手数ヲ要シタリ

学事

一本件ニ在ッテハ向学心ノ進歩ニ伴ヒ久シク翹望セシ高等学校ノ併置トナリ将来校舎ノ新築モ疾ク完成スベキ所多少事情アリ今ニ手続中ナルハ偏ニ遺憾トスル所ナルモ就学児童ノ増加等ヲ見シハ一般向学心ノ發揮セシモノナルベキモ一ハ当局者ノ督励至レル結果ナラント信ズ其他図書器械等ニ至リテハ新タニ理化器械ヲ購入シ先ツ授業上大ナル不便ヲ感ゼザルナラン

衛生

今ヤ衛生志想ノ發達ニ伴ヒ各自清潔其他ニ勉ムル事一面当局監督指導ノ功果ナルベク伝染病等ノ發生セザリシハ幸ヒナリ尤モ各地ニ天然痘發生セシタメ予防上春秋二期ノ外臨時大種痘ヲ行ヒ且ツ夏期中臨時清潔法ヲ勵行シタリ

農商

一本件ニ就テハ左ノ如ク実施シタリ
一 苗代短冊形実施ヲナサシメタリ
二 害虫駆除ニ就テハ小学生徒ヲ応用シ実施シタリ
三 稻麦種ノ塩水選等ニ就テハ農事講習生ヲ指導者トナシ実行委員ト共ニ督励セシメ大ニ斯業ノ發展ヲ見タリ

四 林業ノ發展ヲ企図センガ為メ本県技手ノ出張ヲ乞イ四十一年

一月二十二日ヨリ二十八日迄七日間講習會ヲ開催セシニ講習

生四十一名ニシテ各修得証ヲ得タリ

五 本県蠶業学校西白河郡出身生徒ノ講話會ヲ開キタリ

稅務

一 稅務ニ關シテハ同年中定期ノ地租徴収令書及伝令書ヲ發付セシハ租稅六回累稅五回ニシテ其成績稍々可ナレトモ村稅ニ對シテハ七回納期中何レモ定期日內ニ納付セザルヲ以テ処理上大ニ繁雜ヲ來シ滞納者頗ル多ク為ニ吏員ヲ派シ督促セシモ尚滞納者アルヲ以テ止ムヲ得ズ督促令狀ヲ發シ整理中ナリ

土地

一 土地台帳及ヒ地租名寄帳ハ常ニ整理ヲ怠ラザリシモ法律改正ノ為メ様式等変更シ為ニ悉皆改製ノ必要ヲ生ジ昨年来ヨリ之ガ整理中ナルヲ以テ不日竣成ヲ告グル見込ナリ

土木

一本件ニ就テハ村ノ事業トシテ經營セシモノナシ

會計

一 會計事務ニ關シテハ特ニ記載スベキ要件ナキモ諸帳簿ノ如キハ整理ヲ遂ケタリ

三 神村財産明細書

金員ノ部

一 四百十一円四拾八銭五厘

建物ノ部

一 建物 四個

内訳

一 学校 二ヶ

一 伝染病隔離舎 一ヶ

一 同 事務所 一ヶ

以上

〔町有 明41「三神村会議録」抜粋〕

一五九 〔明治四〇年道路修繕ハ町費ヲ以テ請負セシムルの建

議〕

建議書

從來全町毎戸ノ夫役ヲ以テ国県里道ヲ修繕セシメ来リタルヲ自今
相当職工ニ請負ハシメ町費ヲ以テ之ヲ支弁セントス

理由春秋毎戸一名宛ノ夫役素ヨリ重キニハアラサルモ其営ムヘ
キ工事ハ極メテ些少ニシテ之ヲ使役スル煩勞ノミ多ク其結果到
底全部一定ノ修理ヲ見ル能ハス故ニ相当職工ヲシテ全部請負ハ
シメ細民ノ負担ヲ軽減シ以テ町民全体相当ノ負担トナリ比較的
完全ナル修理ヲ為シ得サリ玆ニ必要ヲ認メ本案ヲ提出スル所以
ナリ

右及建議候也

矢吹町會議員

提出者 藤田 熊五郎 印

明治四十年十月二十四日 賛成者 大木代 吉 印

同 矢吹平 治 印

同 佐久間 光之助 印

同 佐久間 巖 印

同 小針 鎮平 印

矢吹町會議長 大谷 知房 殿

〔町有 明40「矢吹町會議録」抜粋〕

一六〇 〔明治四〇年矢吹町議會細則設定の建議〕

建議案

凡ソ事務ノ敏活ヲ計ラントセハ先ツ条規ヲ明確ナラシメサルヘカ
ラス我町会ノ如キ已ハ町村制ニ於テ其會議細則ヲ設クベキ規定ノ
存スルニモ係ハラス未タ之カ設定ヲ見サルハ議事ノ進行上必スシ
モ遺憾ナキヲ得ス況ヤ戦後諸般ノ勃興ニ伴ヒ諸般ノ事皆刷新開発
ヲ要スヘキ時ニ際シ一町ノ代表機関タル町会ニシテ徒ラニ旧習ニ
安ンスベケンヤ卒先シテ文明的思想ニ基キ完美ナル議事細則ヲ制
定シ内ハ會議ノ遺憾ナキヲ期シ外ハ模範的議會トシテ本町ノ光輝
ヲ発揚セラレンコトヲ是レ本員等ノ切望シテ止マサル所ナリ

明治四十年十月二十五日

建議者 矢 吹 平 司 印

賛成者 藤 田 熊五郎 印

同 佐久間 巖 印

〔町有 明40「矢吹町會議録」抜粋〕

一六二「明治四〇年矢吹町會議細則」

西白河郡矢吹町會議細則

第一章 通 則

第一 条 會議ハ午前九時ニ始メ午後三時ニ終ル

但シ時宜ニ依リ議長之レヲ伸縮スルコトアルヘシ

第二 条 會議始終ハ撃柝ヲ以テ之レヲ報ズ

第三 条 議員ノ席次ハ半数改選時初回ニ於テ抽籤ヲ以テ之レヲ定ム補欠議員ハ前任者ノ席ニ依ル

第四 条 議員公務疾病其他正当ノ事故ニ依リ會議ニ出席スルコト能ハザルトキハ書面ヲ以テ會議定刻前其事由ヲ具シ議長ニ届出ブベシ

第五 条 議場ニ任テハ議長ハ職名ヲ呼ビ議員及列席員ハ其席次番号ヲ稱フルモノトス

第六 条 會議細則ノ疑議其他總テ會議中ニ起リタル議題外ノ

事件ハ議長之レヲ決ス

但シ議長ハ會議ニ諮ヒ之レヲ決スルコトアルヘシ

第七 条 議長ハ議員着席後書記ヲシテ議案又ハ報告書ヲ配付セシム

第八 条 議長ハ議事ニ先タチ諸般ノ事項ヲ報告シ而ル後會議ヲ開クコトヲ宣告ス議長開議ノ宣告ヲ為サザル間ハ何人ト雖モ發言スルコトヲ得ズ

第九 条 議事ノ順序ハ議長之レヲ定ム但シ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議是レヲ可決シタルトキハ其順序ヲ變更スルコトヲ得

第十 条 議長ハ說会ニ先ダチ書記ヲシテ議案又ハ報告書ヲ朗読セシム但シ議長ハ會議ヲ諮ヒ其朗読ヲ省略セシムルコトヲ得

第十一 条 提案者ハ會議ノ同意ヲ得テ提出シタル議案を撤回シ又ハ修正ヲ為スコトヲ得

第二章 議 事

第一節 読会及動議

第十二 条 凡ソ議案ハ三読会ヲ經テ議決ス但シ議長ノ意見若シタハ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議之レヲ可決シタルトキハ其順序ヲ省略スルコトヲ得諮問案及決算報告ニ付テハ議案ノ大体ニ付討論シ第二読会ヲ開クヤ

第十三 条 凡ソ議案ハ三読会ヲ經テ議決ス但シ議長ノ意見若シタハ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議之レヲ可決シタルトキハ其順序ヲ省略スルコトヲ得諮問案及決算報告ニ付テハ議案ノ大体ニ付討論シ第二読会ヲ開クヤ

第十四 条 凡ソ議案ハ三読会ヲ經テ議決ス但シ議長ノ意見若シタハ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議之レヲ可決シタルトキハ其順序ヲ省略スルコトヲ得諮問案及決算報告ニ付テハ議案ノ大体ニ付討論シ第二読会ヲ開クヤ

第十五 条 凡ソ議案ハ三読会ヲ經テ議決ス但シ議長ノ意見若シタハ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議之レヲ可決シタルトキハ其順序ヲ省略スルコトヲ得諮問案及決算報告ニ付テハ議案ノ大体ニ付討論シ第二読会ヲ開クヤ

第十六 条 凡ソ議案ハ三読会ヲ經テ議決ス但シ議長ノ意見若シタハ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議之レヲ可決シタルトキハ其順序ヲ省略スルコトヲ得諮問案及決算報告ニ付テハ議案ノ大体ニ付討論シ第二読会ヲ開クヤ

第十七 条 凡ソ議案ハ三読会ヲ經テ議決ス但シ議長ノ意見若シタハ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議之レヲ可決シタルトキハ其順序ヲ省略スルコトヲ得諮問案及決算報告ニ付テハ議案ノ大体ニ付討論シ第二読会ヲ開クヤ

第十八 条 凡ソ議案ハ三読会ヲ經テ議決ス但シ議長ノ意見若シタハ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議之レヲ可決シタルトキハ其順序ヲ省略スルコトヲ得諮問案及決算報告ニ付テハ議案ノ大体ニ付討論シ第二読会ヲ開クヤ

第十九 条 凡ソ議案ハ三読会ヲ經テ議決ス但シ議長ノ意見若シタハ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議之レヲ可決シタルトキハ其順序ヲ省略スルコトヲ得諮問案及決算報告ニ付テハ議案ノ大体ニ付討論シ第二読会ヲ開クヤ

第二十 条 凡ソ議案ハ三読会ヲ經テ議決ス但シ議長ノ意見若シタハ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議之レヲ可決シタルトキハ其順序ヲ省略スルコトヲ得諮問案及決算報告ニ付テハ議案ノ大体ニ付討論シ第二読会ヲ開クヤ

第二十一 条 凡ソ議案ハ三読会ヲ經テ議決ス但シ議長ノ意見若シタハ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議之レヲ可決シタルトキハ其順序ヲ省略スルコトヲ得諮問案及決算報告ニ付テハ議案ノ大体ニ付討論シ第二読会ヲ開クヤ

第二十二 条 凡ソ議案ハ三読会ヲ經テ議決ス但シ議長ノ意見若シタハ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議之レヲ可決シタルトキハ其順序ヲ省略スルコトヲ得諮問案及決算報告ニ付テハ議案ノ大体ニ付討論シ第二読会ヲ開クヤ

否ヤ決スベシ第二読会ヲ開クベカラスト決シタルトキハ其議案ヲ廃棄シタルモノトス

第十三条

第一読会ニ於テハ議案ノ大体ニ就キ討論シ第二読会ヲ開クヤ否ヤヲ決スベシ

第二読会ヲ開クベカラズト決シタルトキハ其議案ヲ廃棄シタルモノトス

第十四条

議員議案ノ旨趣ニ付説明ヲ求メントスルトキハ可成第一読会ニ於テ質問スルコトヲ要ス

第十五条

第二読会ニ於テハ議案ヲ逐条(予算案ニ付テハ一款毎ニ)審議シテ之レヲ決ス但シ議長ノ意見ニ依リ數條款ヲ連結シ又ハ一條一款ヲ分割シテ討議ニ付スルコトヲ得

第十六条

議案ニ對スル修正ノ動議ハ第二読会ニ於テ提出スヘシ修正ノ動議ハ一名以上賛成スルニ非ザレバ議題ト為スコトヲ得ズ

但シ委員ノ修正意見ニ係ル者ハ賛成ヲ待タズシテ議題ト為ス

第十七条

第二読会ハ第一読会ヲ終リタル後少ナクモ一時間ヲ経テ之レヲ開クベシ但シ議長ハ會議ニ諮ヒ其時間ヲ短縮シ又ハ第一読会ト同時ニ之レヲ開クコトヲ得

第十八条

第三読会ニ於テハ第二読会ノ決議ヲ以テ議題ト為ス

第十九条

第三読会ハ第二読会ヲ終リタル後少ナクモ一時間ヲ経テ之レヲ開クベシ但シ議長ハ會議ニ諮ヒ其時間ヲ短縮シ又ハ第二読会ト同時ニ之レヲ開クコトヲ得

第二十条

第三読会ニ於テハ議案全体ニ就キ可否ヲ決スベシ但シ修正動議ヲ提出スルコトヲ妨ゲズ修正ノ動議ハ三名以上ノ賛成アルニ非ザレバ議題ト為スコトヲ得ズ

第二節 建議

第二十一条

議員ニ於テ發案權ヲ存スル事件付建議ヲ為サント欲スル者ハ録シテ文案ト為シ議長ニ提出スベシ但シ其事件簡明ナルモノハ口頭ヲ以テ陳述スルコトヲ得

第二十二条

議長ニ於テ前条ノ建議ヲ受ケタルトキハ之レヲ會議ニ附シ其採否ヲ決セシム會議ニ於テ其建議ヲ採ルヘシト決シタルトキハ別ニ第一読会ヲ要セズ

第二十三条

會議ニ於テ否決シタル建議案ハ同一会期ニ於テ再ビ提出スルコトヲ得ズ

第二十四条

議員及列席員ニ於テ發言セント欲スルトキハ起立シテ議長ト呼ビ議長ニ於テ其席次番号ヲ回呼スルヲ得テ發言スベシ

第二十五条

二人以上同時ニ起立シテ發言ヲ求ムルトキハ議長ハ

其一人ヲ指定シテ發言セシム

第二十六条

發言ハ必ス議長ニ向イテ之レヲ為シ議員又ハ列席員相互ニ討論問答スルコトヲ得ズ

第二十七条

討論ハ議題外ニ渉ルコトヲ得ズ議論冗長ニ渉リ若クハ無用ノ論説ト認ムルトキハ議長之レヲ制止スルコトヲ得

第二十八条

討論未ダ終ラザルモ議長ニ於テ論旨既ニ尽キタリト認ムルトキハ採決ノ宣告ヲ為スコトヲ得

第四節 採決

第二十九条

採決ヲ為サントスルトキハ議長其問題ヲ宣告ス前項宣告アリタル後ハ何人ト雖モ發言スルコトヲ得ズ

第三十条

採決ハ起立ノ法ニ依ル但シ議長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議之レヲ可決シタルトキハ投票ノ法ニ依ルコトヲ得投票ハ記名又ハ無記名トス起立又ハ投票ノ數ハ書記之レヲ点檢シ其決定ハ議長之レヲ宣告ス

第三十一条

出席議員ハ可否の數ニ入ラザルコトヲ得ズ採決ノ際議場ニ現在セザル議員ハ可否ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ

第三十二条

議題ニ対シ發言スルモノナキトキハ議長採決ノ手續ヲ履マズシ全会一致ヲ以テ可決シタルモノト認メ其

第三十三条

旨ヲ宣告スルコトヲ得

議論數派ニ別レ過半数ノ賛成ヲ得ザルトキハ議長之レヲ再議ニ附シ尚過半数ヲ得ルモノナキトキハ其議題ハ廢減ニ飯シタルモノトス前項ノ場合ニ於テ議長ノ意見又ハ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議ニ於テ廢減ニ飯セシム可カラズト決シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケテ立案セシメ更ニ會議ニ附スルコトヲ得前項ノ成案ニ対シテハ更ニ修正ノ動議ヲ提出スルコトヲ得ズ

第三十四条

動議ハ原案ニ先タチ可否ヲ決スベシ
數個ノ動議アルトキハ最モ原案ニ異ナルモノヲ先キニスルヲ法トス

第五節 委員

第三十五条

意見書答申書等ノ文案ヲ起草シ又ハ修正等ニ付キ調査ヲ要スルタメ議長ノ意見又ハ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議之レヲ可決シタルトキハ委員ヲ設クルコトヲ得

第三十六条

委員ノ數ハ三名若クハ五名トシ議員中ヨリ互選スルモノトス但シ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議之レヲ可決シタルトキハ議長ノ指命ヲ以テ定ムルコトヲ得委員ノ選舉ハ連記匿名投票トシ有効投票ノ最多數ニ

第三十七条

得タルモノヲ以テ当选トス、投票同数ナルトキハ抽籤ヲ以テ之レヲ定ム

第三十八条 委員会ハ委員中ヨリ委員長ヲ選舉スベシ 前項ノ選舉ニ付テハ第三十七条ヲ準用ス

第三十九条 委員ニ選舉セラレタルモノハ正当ノ事由ナクシテ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得ズ

委員正当ノ事由ニ依リ其任務ヲ辞シタルトキハ速クニ補欠選舉行フベシ

第四十条 委員会委員長之レヲ招集ス

第四十一条 委員会ハ委員三分ノ二以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開クコトヲ得ズ出席委員定数ニ充タズシテ委員会

ヲ開クコト能ハザルトキハ第三十七条ニ依リ臨時委員ヲ選舉シ出席セシムベシ此場合ニ於テ前委員出席ヲ以テ交代スルモノトス

第四十二条 委員会ノ議決出席員ノ過半数トシ可否同数ナルトキハ委員長決スル処ニ依ル委員長ハ委員トシテ討議スルノ權ヲ妨ケラスルコトナシ

第四十三条 委員会ハ議員外傍聴ヲ許サズ

第四十四条 町長助役又ハ列席員ハ委員会ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得

第四十五条 委員会ヲ終リタルトキハ委員長ヨリ其經過及結果ヲ

議長ニ報告スベシ

第六節 秘密會議

第四十六条 内議ヲ要スル場合ニ於テ議長ノ意見又ハ議員二名以上要求ニ依リ會議之レヲ可決シタルトキハ秘密會議ヲ開クコトヲ得

第四十七条 秘密會議ヲ開クトキハ議長ハ直チニ傍聴人ニ退席セシムベシ

第四十八条 秘密會議ノ議事ハ本則ニ從フコトヲ要セズ秘密會議ヲ終リタルトキハ更ニ本會議ニ付シ議決ヲ經ルコトヲ要ス

第三章 議事録

第四十九条 議事録ニハ町村制第四十九条規定ノ外尚左ノ事項ヲ記載スベシ但シ議長ノ意見ヲ以テ適宜取捨セシムルコトヲ得

一 開會閉會ニ関スル事項及年月日時

二 開議中止及散會ノ月日時

三 不參議員ノ氏名

四 會議ニ參與シタル吏員ノ氏名

五 議長及委員長報告ノ事項

六 議題トナリタル動議建議案提出者氏名

七 會議ニ付シタル議案及報告ノ題目

八決議及認定事件

九採決可否ノ數ヲ計算シタルトキハ其數

十其他會議ニ於テ必要ト認メタル事項

第五十條 議事録ニ署名スベキ議員ノ數ハ三名トシ毎回議長ノ

指名ヲ以テ之レヲ定ム

第五十一條 町村制第十三條ニ依リ議長トナリタルモノハ議事

録ニ署名スルモノトス

第五十二條 議員議事録ニ記載シタル事實ニ對シ異議アルトキハ

議長ハ書記ヲシテ之レヲ弁明セシム議員其答弁ニ服
セズ又ハ議長ノ処置ニ對シ不服アルトキハ議長ハ會

議ニ諮ヒ討論ヲ用エズシテ可否ヲ決スベシ

第五十三條 議事録ヲ調製シタル書記ハ副署スベシ

第四章 議場ノ秩序

第五十四條 何人ト雖モ議場ニ在ルモノハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一 吸煙スベカラズ

二 相互ニ私語スベカラズ

三 賛否ノ声ヲ發シ又ハ喧嘩ニ涉リ議事ヲ妨クベカラ

ズ

第五十六條 議員ハ充分討論ノ權ヲ有ス然レトモ人身上ニ関シ毀

譽褒貶ニ涉ルコトヲ得ズ

第五十七條 議員ハ會議定刻前ニ出席シテ出席簿ニ捺印スベシ

出席簿書記席ニ之レヲ備フ

第五十五條 議員會議ニ列スルトキハ洋服又ハ羽織袴ヲ着用スベ

シ

第五十八條 議事開始後參會シタル議員ハ議長ノ許可ヲ得テ議席

ニ就クベシ

第五十九條 議員ハ會議中議長ノ許可ヲ得ズシテ議席ヲ退クコト

ヲ得ズ

第六十條 議員會議中自己又ハ父母兄弟妻子ノ一身上ニ関スル

事件アルニ方リ議席ヲ退カザル者アルトキハ議長之
レヲ退席セシム

第五章 傍聽人取締

第六十一條 戎器兇器携帯シ又ハ異様ノ服裝ヲ為シタル者及酩酊

シタルモノハ傍聽席ニ入ルコトヲ許サズ

第六十二條 凡ソ傍聽席ニ在ルモノハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一 帽子襟卷又ハ外套ノ類ヲ着スベカラズ

二 杖傘ノ類ヲ携帯スベカラズ

三 飲食又ハ吸煙スベカラズ

四 議員ノ言論ニ對シ賛否ヲ表シ又ハ喧嘩ニ涉リ議事

ノ妨害ヲ為スベカラズ

第六十三條 傍聽ヲ禁シタルトキハ傍聽人ハ連カニ退席スベシ

第六章 罰則

第六十六條 議員本則ニ違背シ又ハ議長ノ命令制止ニ從ハザル者

議長ノ意見又ハ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議決議ヲ經テ二円以下ノ過怠金ヲ科スルコトヲ得過怠金ハ違背ノ輕重ニ依リ尚其情狀ヲ酌量シテ之レヲ定ム

第七章 附則

第六十七條 本則ヲ加除改正セントスルトキハ議員三名以上ノ贊

成ヲ得ザルニ非ザレバ議題ト為スコトヲ得ズ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非ザレバ加除改正ノ議決ハ為スコトヲ得ズ

〔町有 明40「矢吹町會議錄」抜粹〕

一六二〔明治四四年二月中畑村行政監視復命書〕

〔表紙〕

「 自明治四十二年

至大正八年

西白河郡

町村 巡視 復命書

第一種五号 地方課」

子地発一 一月八日施行

明治四十四年十二月十五日

主任属 加藤 林 蔵

知事

内務部長[㊤] 地方課長[㊤] 課員[㊤][㊤]

西白河郡中畑村行政監視

復命ニ関スル件

西白河郡中畑村

右本村ヨリ地債許可稟談ノ処本村財務ノ状況明瞭ナラサルニ付同村事務監視ノ命ヲ休出張調査ノ処別紙各事項ノ通ニ有之起債ニ関スル書類モ亦調査ノ際指示ノ通り訂正ヲ加ヘ今回提出有之候ニ付別途進達案伺ト同時ニ及復命尚尚復命事項中整理ヲ要スルニ就キ書案西白河郡長ヘ御通牒相成可然哉相伺候也

案

年月日

西白河郡長宛

部長

貴郡中畑村納税成績ハ良好ナラサルニ付郡費負担額等必要ノ支出差支候狀況ニ有之又左記各項ハ前收入役ヨリ現收入役ニ未タ引継ヲ為ササル趣当庁巡視員ノ復命有之外ニ付村税ニ就テハ納期後直チニ督促狀ヲ發シ一面滞納矯正ニ付相当ノ施設ヲ為サシメ又引継未了ノ件ハ速ニ結了セシメ其顛末報告等相成致依命此段及通牒候也

追テ同村本年度予算中金二千円（金千二百円ハ日歩四銭）（金

八百円ハ年割五分ノ利子不足ヲ生シタニ付相当追加ヲ為シ之ガ歳入ハ地租交付金其他適當ノ財源ニ依リ議決セシメラレシ尙救荒汎借金ノ利子^{勸業債券}ノ利子^モ亦歳入ニ追加シ歳出ニ於テ蓄積金トシテ支出セシメラレ度此段申添候也

左 記

一 明治三十五年暴風雨罹災民救助金支出残額八十五円三銭九厘ハ四十年度出納原簿ニ六月五日救荒予備歳入原簿見当ラス調査ヲ要ス

一 救荒予備金百五十六円八十三銭七厘ニシテ内金百十円ハ勸業債券残額四十二円八十三銭七厘ハ四十一年六月二十日前収入役ヨリ事務引継ノ際引継書ニ記載シアルモ現金ハ後日引継ヘシトノ口約ニテ後任者ハ未タ受領セス至急引継ヲ為サシメラレ度

一 小学校児童保護会費金二十円七十八銭ハ前収入役ニ於テ未タ引継ヲ為ササルニ付是又至急引継ヲ為サシメラレ度

一 被保護者及保険会社ノ依托ニ依リ取扱ヒ来レル徴兵保険料ノ内金十円ハ前収入役ヨリ未ダ現任者ニ引継カサルモノアル如シ

〔県庁文書下 一〇五〇抜粋〕

解説

明治二五年五月内務省訓令によつて「市町村巡視規程概則」が出され、知事や郡長の町村巡視・監督の強化が行なわれ、官僚支配の行政が確立されてくる。市町村が自治団体であると同時に、国家行政を遂行する末端行政機関であることが要求される。

本資料以下、四号は当時の町村の姿を概括的に知る上では貴重である。

一六三〔大正三年一月中畑村巡視復命書〕

一 町内全体 ノ 状 況	二 吏員ノ勤 惰能否及 事務成績	三 事務分課 及執務ノ 状 況
村内無事平穩ニシテ党派ノ軋轢ナク各部落間モ極メテ円満ナリ住民ノ副業タル産馬業ハ近年大ニ発達シ郡内有数ノ馬産地ナレトモ又大正二年ヨリ煙草試作ヲナシタルモノ四十戸ニ達シタルモノ成何レモ良好ナルヲ以テ明年ハ大ニ増加ノ傾向アリ村長益々奨励シツ、アリ	村長本年六月就任シタルモノニシテ事務不熟練ナルモ熱心ニシテ徳望アリ助役ハ永年勤続セルモ事務ニ熟達セズ収入役ハ大正二年十一月就職シタルモノナルモ是又事務ニ熟達セズ然レトモ熱心ナルヲ以テ成績不良ナラズ書記ハ事務ニ熟練シ居ルモ精勤ヲ欠クノ嫌アリ	吏員ノ配置事務分掌ノ適當ナリ文書ノ收受發送簿書ノ保存等不都合ナシ事務ノ処理ハ敏速ナレドモ往々確實ヲ欠クノ嫌アリ基本財産管理規程中己人貸付ニ関スル条項ノ改正ヲ命シタリ
窮民救済ノ目的ヲ以テ部落間ノ里道修繕工事ヲナシ不都合ナク執行シ交通上頗ル便利		

四 町村事業ノ状況 トナレリ大正三年五月発疹チブス患者六名発生シ何レモ隔離舎ニ收容シ治療ヲ施シ四名全治セリ隔離舎ハ設備不完全ナリシモ応急修繕ヲ加ヘ收容上不都合ナ凶作ニヨル御下賜金ハ適当ニ配当シ又各地義捐金ハ適当ナル救済ノ実ヲ挙げタリ	五 町村会議ノ状況 議員ノ出席ハ時間ヲ格守セス且毎会欠席アリ然レトモ何等軋轢等ナシ議事原案ニ反対スル等ナク原案モ適当ナリ其他會議ニ関シ違法越権等ナシ	六 議員選挙ノ状況 大正二年以降選挙ナシ	七 予算及決算ノ整理 予算決算トモ不都合ナク整理シ法令ニ違背シタル事項ナシ	八 徴収事務ノ状況 徴収事務ニ関スル諸帳簿ハ完全ナルモ村税ノ徴収ノ状況ハ不良ナリ村税未納の千二百余円アリテ大正二年度ノ延納分又八十余円アリ又大正二年度ニ募集セシ小学校新築費ニ対スル寄附金未納七百五十余円アリ右ハ本円尽円迄ニ全部整理スヘキコトヲ命シタリ	九 営造物及財産管理 営造物ハ学校役場ニシテ管理不都合ナシ基本財産五百八円アルモ小学校新築ノ処許可ヲ得テ村費ヘ運用シ本年度及明年度ニ於テ戻シ入ル筈ナリ救荒予備金百八十二円四十四銭七厘ノ内百十円ハ勸業債券ニテ保管シ他ハ大正三年度ヘ相当手続ヲ了シ運用シタ
--	--	------------------------------------	---	---	---

十 出納ノ整否及現金保管ノ状況 出納ノ整理方不都合ヲ認メス現金ハ確実ニ金庫ニ保管シアリ	十一 起債及負債償還ノ状況 大正二年度ニ於テ小学校新築費ニ充用スル為千八百円ヲ一時借入シタルモ年度内ニ償還セリ	十二 管理及依託事務ノ整理	一六四 〔大正三年一月三神村巡視復命書〕 一 町村内全体ノ状況 本村ハ国有林松下ニ関シ紛騒ヲ惹起シテ今解決セズ該紛騒ハ同村大字三城目部落内ニ限リ他部落ニハ何等関係ヲ及ボサズ住民ノ生業ハ米作ニシテ副業トシ産馬業頗ル盛ナリ且村内全般ニ亘リ背蕨ヲ栽培シ副食物トナシ又大正二年ヨリ煙草ヲ試作シ本年ノ産額一万円ニ達シ追々増額ノ傾向ヲ呈セリ	二 吏員ノ勤惰能否及事務ノ成績 村長ハ大正三年三月就職シタモノニシテ事務ノ経験ナク又徳望ナリ一部村民ヨリ排斥セラル、ノ風アリ助役ハ四十四年就職ナルモ事務ニ熟練セス収入役モ事務不熟練ナリ書記一人ハ多年勤続ナルモ能吏ト言フコト
---	---	----------------------	---	---

〔県庁文書F一〇五〇抜粋〕

三 事務分課 及執務ノ 状況	ヲ得ス随テ事務成績挙ラズ 一切ノ事務ハ一人ノ書記之ヲ担任シ助役ニ 学務ヲ分掌シアリ処務規程等ニ違背スル実 モナキモ事務ノ処理緩慢ニシテ屢々督促ヲ 受クルノ嫌此迄ニ付テハ篤ト注意ヲ加ヘタ ル
四 町村事業 ノ状況	交通ハ各大字トモ便利ナリ 大正二年以来事業ヲ企画ナシタルコトナク 又将来施設スヘキ著シキ事業ナシ
五 町村会議 ノ状況	議員出席ハ時間ヲ格守セサルノ風アリ 大 字三城目地内国有林野払下ノ為メ紛擾ヲ惹 起シタル以来議員間軋轢ヲ生シ開会毎ニ衝 突セリ然レドモ現村長ニ反対スル者ハ三名 ナルヲ以テ原案ハ常ニ多数ヲ以テ決議セリ 其他違法越權ノ処置ナシ
六 議員選挙 ノ状況	大正二年以降議員選挙ナシ
七 精算及決 算整理	予算決算トモ政理不備ナリ然レドモ法規違 背シタルモノナシ
八 徴収事務 ノ状況	徴税ニ関スル諸帳簿ハ不都合ナシ 村税徴収ハ常ニ不整理ニシテ二千八百余円 ノ未納ヲ存ス滞納処分執行モ緩慢ニ流ル、 ノ幣アルヲ以テ厳ニ訓戒ヲ加ヘタリ
九 营造物及 財産管理	营造物ハ学校村役場等ニテ管理不都合ナシ 各種基本金ノ内三百五十三円十五銭ヲ己人

十二 管理事務 及依託事 務整否	貸付シアリ本年度中ニ回收スヘキコトヲ命 シタリ
十一 起債及負 債償還ノ 状況	出納ノ整理方法不備ノ点アルニヨリ注意ヲ 命シタリ現金ハ金庫ニ保管シアリ不都合ヲ 認メズ 大正二年度以降村債ヲ起サズ
十 出納ノ整 否及現金 保管ノ状 況	
一 町村内全 体ノ状況	本町ハ平穩無事ニシテ政党政派ノ軋轢ナク 全部極メテ円満ナリ住民ハ農業ヲ本業トナ スモ其三分ハ商業ヲ兼年々発展シツ、アリ 町長ハ本年九月就職シタルモノニシテ事務 不熟練ナリト雖モ永ク陸軍將校トシテ勤務 シタルモノナルヲ以テ規律正シク勤勉ナリ 助役ハ欠員ナルモ書記三人ハ何レモ永年勤 続シ事務ニ熟練シ又町民ニ接スル懇切ナル ヲ以テ信頼厚シ諸般ノ成績良好ナリ
二 吏員ノ勤 惰能否及 事務ノ成 績	事務分課ハ適当ニシテ執務頗ル敏活ナリ諸簿 冊ヲ整理完全ニシテ条例諸規程總テ適当ナリ

一六五〔大正三年一月矢吹町巡視復命書〕

〔県庁文書F一〇五〇抜粋〕

三	事務分課 及執務ノ 狀況	人民ヨリ提出スヘキ簡易ナル願書等ハ総テ 口頭受理ヲナセリ公文書モ可成不動文字ヲ 印刷シ置事務簡捷ヲ図レリ
四	町村事業 ノ狀況	交通ハ最も便利ナリ 町有原野ヘハ本年計画ノ造林ヲ不都合ナク 実施セリ
五	町村会議 ノ狀況	町会ハ常ニ平穩ニシテ総テノ議件円満ニ議 了シ違法又ハ越權等ノ処置ナシ
六	議員選舉 ノ狀況	大正二年以降議員選舉ナシ
七	予算及決 算ノ整理	予算決算ニモ不都合ナシ
八	徴収事務 ノ狀況	徴税ニ関スル諸帳簿ハ完全ナリ 徴税事務改善ニ付テハ納税組合ノ組織又ハ 納税奨励規程等ヲ設ケ尽力中ナルモ未ダ改 善ノ域ニ達セズ現今多額ノ未納アリ
九	營造物及 財産管理	營造物ハ学校町役場伝染病隔離病舎等ニシ テ監理存全ナリ基本財産ハ千三百七十餘円 ナルモ全部銀行ニ預入レアリ外ニ田一町八 反歩ヲ所有シ町民ニ小作ヲナサシメ置キ小 作米ハ滞ナク徴収セリ原野五十六丁余ハ大 正元年以來造林中ナリ
十	出納ノ整 否及現金 保管ノ狀	出納整理ノ不都合ヲ認メス現金ハ確實ニ金 庫ニ保管シアリ

十一	起債及負 債償還ノ 狀況	大正二年以來起債ナシ 地方貸付資金借入分ハ年々滞ナク償還セリ
十二	管理事務 及依託事 務整否	

〔県庁文書F一〇五〇〕

一六六〔大正三年一二月矢吹町巡視復命書〕

矢吹町 十二月十三日巡視

本町ハ戸数五百九十二戸人口二千八百四十四人ヲ有シ内戸数約二
百戸ハ市街ヲナシ商工業ヲ營ミ他ハ農業ニ従事ス本町ハ須賀川町
ト白河町トノ間ニ介立シテ附近農村中専ラ本町ヨリ物資ノ供給ヲ
受クルモノハ信夫村、三神村、中畑村ノ三ヶ村タルニ過キサルヲ
以テ本町ノ商工業が今日以上ニ發達スルハ困難ナルモノノ如シ重
要物産ハ米三千七百七十九石（三年予想価格一石十二円 四万五
千三百四十八円）藪二百七十五貫（価格一万一千二百七十五円）
麦八百七十石（価格四千三百五十円）林産物新炭木材等九千八百
五十円ニシテ総価格七万八百二十三円ヲ産ス 大木水力工場ハ水
力ヲ利用シテ動力ヲ起シ精米（一ヶ年二千俵）製糸（一ヶ年五一
〇貫匁）製麵（一ヶ年五万貫）ヲ産シ製粉ノ原料タル小麦ハ本町
及附近町村産ノモノヲ以テ之レニ充ツルモノノ由ナリ仲西製板所

ハ蒸汽ヲ以テ動力ヲ起シ専ラ製板ヲ為シ一年二千百坪ヲ製材スト云フ之レニ要スル本村ハ本町及附近町村ヨリ産出スト云フ

本町大字大和久ニ亜炭ヲ有スル大面積ノ礦床アリ場所ニ依リ炭層(厚カ)原薄アルモ概ネ十尺位ナリト而シテ一昨年東京市村上富五郎ナル

モノ試掘ノ許可ヲ受ケ之レヲ採掘シテ兩三回東京ニ送附シタルモ其後何等ノ消息モナク且ツ採掘ヲ中止シ居ル由古來住民ハ之レヲ乾燥シテ風呂ノ燃料等ニ用イ來ルモノアリシト云フ

一議事

三年一月二十八日議決二年度歳入出追加予算歳入基本財産繰入

ヲ町債トシテ議決シタリ

三年度歳入出予算役場費ニ町交際費二十円ヲ計上シアリタリ

二年度及三年度歳入出予算中徴兵入営旅費ヲ設ケス

三年十月議決元町長大谷知房三年中満期退任ノ処明治二十七年

以來勤続シ功勞渺カラスサルニ付慰勞金五百円ヲ給与ス

但本町ハ明治三十七年以來毎年国有苗圃手入ノ請負ヲ為シテ得

タル益金五百円ヲ有スルヲ以テ之レヲ慰勞金ノ財源ニ充ツルモ

ノトスト議決アリ

三年十月買入レタル田一町八反九畝一步ノ收穫ハ町ノ所得ナル

由ナルモ未タ收穫物ニ対スル歳入出予算追加ヲ為サズ

一徵稅及會計

大正二年度歳入出原簿ハ決定ノ日ニ出納ヲ閉鑑セスシテ出納シ

アリテ而シテ村稅徵收ノ狀況左ノ如シ

科 目	賦課額	徵收額	滞納額	摘 要
地租附加稅	五、四、九〇〇	五、三、七五〇	一、一八〇	
營業稅附加稅	二五、三〇〇	二五、六〇〇	七、六六〇	
所得稅附加稅	二六、九六五	二、三、三四五	三、六二〇	
營業稅附加稅	四、五〇〇	四、五〇〇		
戸數割附加稅	四、一五、六〇〇	四、〇、四、四〇〇	一〇、一、五〇	
營業稅附加稅	一四、九、〇〇〇	一四、七、六〇〇	一、七、七〇〇	
雜種稅附加稅	二四、四、三〇〇	三、五、〇〇〇	一九、三〇〇	
計	五、五〇〇、三〇〇	五、三六五、九四五	一四、四、五九〇	

滞納額三十四円ノ内戸數割附加稅十八円六十七錢

營業稅附加稅八十五錢雜種稅附加稅十五円九十八錢計三十五

五十錢ハ翌年度へ延納ヲ許可シ他ハ処分ノ計画ナリ

二年度歳出雜支出ヨリ道路及暗渠修繕費九円四十錢水路調査ニ

要シタル人夫料二円七十錢ヲ支出シタリ

二年度歳入出原簿臨時検査ハ一回施行シタルノミナリ

又三年度歳入出原簿ハ未タ一回モ施行セズ

納稅(國稅、県稅、町稅)組合五組(組合員六十戸)アリ此ノ

組合員ノ内五十二人ハ成績優良ナルヲ以テ三年度ニ於テ之レヲ

表彰シ茶器一組(急須一個、茶碗五個)ツツヲ授与シタリ

二年度ニ於テ督促狀ヲ發シタル數ハ戸數割附加稅五百二十八通

地租附加稅五十通營業附加稅七通 所得稅附加稅三通 鉦業稅

附加税二通 營業稅附加税百二十一通 雜種稅附加税百八通
計八百十八通ナリ

大正三年度町稅徵收狀況左ノ如シ

科 目	予算額	徵收額	滞納額	摘 要
地租附加税	五三、六〇〇	五三、一三〇	一六、一三〇	
營業稅附加税	二四、七〇〇	一六、六〇〇	八、〇〇〇	
所得稅附加税	一〇七、四六〇	四三、三三三	一六、三三三	
賣業營業稅附加税	一五〇	一五〇		
戶數割附加税	四、二九三、八二〇	一、七三四、八四〇	二、五五七、九八〇	
營業稅附加税	一六、七〇〇	六三、一六〇	七五、六〇〇	
雜種稅附加税	二六、二四〇	一〇、一〇〇	一六、一四〇	
計	五、六三、五四〇	二、四六四、二六五	三、一六九、二七五	

三年度後期県稅戶數割ハ十一月末日納期ナルニ拘ラス巡視當日
(十二月十三日)ニ至ルモ尚徵收シツツアリ而シテ當日ノ滞納額百四拾
三円五十三錢アリ

巡視當日ノ現金区分左ノ如シ

大正三年度歳入出原簿 一円四錢五厘

同 出納原簿 四百七十四円六十錢五厘

計 四百七十五円六十五錢

一基本財産

町基本財産金二百七十一円八十錢

小学校基本財産百六十九円三十錢

以上第百七銀行白河支店へ預入

救荒予備金七百九十二円三十九錢

内七百七十三円九十三錢 第百七銀行白河支店へ預入十五円

十九錢 郵便貯金三円七十七錢現金保管

同勸業貯蓄債券々面百四十円

町基本財産田一町四反七畝二十七步

小学校基本財産四反二畝一步

以上田一町四反七畝二十七步ハ代金二千五百五十二円七十二錢

田四反二畝一步ハ代金七百六十五円ヲ以テ三年十月買収シタル

モノナリ該買収金ノ財源ハ町及小学校基本財産金ヲ以テ之レニ

充テタリ

町基本財産山林二十七町七反三畝六步

同原野五十六町七反六畝十七步

部落有財産統一

從來大字矢吹ハ田二畝二十四步畑一畝五步

山林五畝三步 原野一反二畝十一步

大字中畑新田ハ山林五畝十步原野八畝二十七步

大字大和久ハ山林三畝六步原野八畝二十七步ノ財産ヲ所有シタ

リシモ大正二年中之ヲ町ニ統一整理シ町ハ更ニ之ヲ売却シ其代

金ヲ以テ現時ノ町基本財産タル山林及原野ノ私下代金ノ一部ニ充テタリ故ニ本町ニハ部落財産ナルモノナシ

一 凶作救済義捐金

二年ノ刃作ニ依ル窮民救済義捐金三回ニ二百四十六円ノ配当ヲ受ケ内十一円五十四銭ヲ以テ直接救助ヲ為シ残金二百三十四円四十五銭五厘ハ銀行ニ預入シアリタリ

〔県庁文書F一〇五〇〕

一六七〔大正四年十一月二〇日天皇即位礼奉祝式〕

奉祝式順序

十一月十月午後二時

於矢吹小学校

一一同着席

二敬礼

三町長挙式ノ旨ヲ告グ

四開扉（校長）

五君が代合唱

六最敬礼

七勅語奉読（校長）

八勅語及勅諭奉読（軍人分会長）

九奉祝歌

一〇最敬礼

一 町長祝辞

一 二大典ニ関スル論告（校長）

一 三閉扉（但シ晴天ノ場合ニシテ□以外ハ室外ニ出テ行フ）

一 四万歳三声合唱（町長発声）

一 五閉扉（雨天ノ場合ハ一三ヲ除ク）

一 六敬礼

一 七散会

以上

式場略図

（甲）室内

（乙）室外

一般町民（廊下）

軍人分会

青年会員
消防組合

東南西北

生徒

式壇

官吏名譽職員教員

標ノ山

官公吏名譽職員席

軍人分会員席

生徒席

青年会員席

消防組員席

一般町民席

西北東南

〔本町 熊田俊一家文書〕

一六八〔大正四年天杯奉授二十五年以上勤続者表彰式並ニ納税

組合表彰式順序〕

十一月十日午前十時

於矢吹町役場

一 高齢者着席

二 参列者着席

三 町長挙式ノ旨ヲ告グ

四 高齢者氏名及惣代ノ氏名ヲ呼ブ

(右惣代町長ノ前ニ進ミ敬礼)

五 町長御沙汰書奉読

六 町長木植並ニ酒肴料ヲ奉授ス

拝受者進テ之ヲ受ケ敬礼シテ旧位ニ服ス

七 受拜者惣代口頭ニテ答辞ヲ述ブ

八 町長閉式ヲ告ゲ高齢者退場

九 十五年以上勤続者表彰

一〇 記念品贈与

一一 納税組合員表彰

一二 町長告辞

一三 来賓祝辞演説

一四 表彰者答辞

一五 閉式退散

以上

矢吹町高齢者

大字	字	地番戸主ト続柄	氏名	生年月日
矢吹	西側	二六善四郎	大沼ワカ	文政三年〇月廿日
"	西宅地	三均	渡辺利七	天保三年三月廿日
"	東宅地	一勘十郎	熊田イシ	天保六年七月六日
"	"	四勇藏	小川イキ	天保元年四月八日
中畑新田	東浦	四榮之助	土田イツ	天保元年二月二日
大和久大	和內	亮要	芳賀タマ	天保六年六月三日
矢吹	東側	二七芳曾雄	野木チセ	天保三年七月六日
"	"	二四倉之助	近藤卯左衛門	天保六年七月三日
"	"	三房太郎	大野文次郎	天保七年九月二日
"	"	二七左衛門	佐久間タカ	天保七年八月二日
"	西宅地	五中藏	小林ヨネ	天保七年四月七日
"	西側	七綱治郎	渡辺トク	天保七年三月七日
大和久大	和內	三多吉母	星キク	天保七年四月二日
中畑新田	一本木	一五戸主	西郷鉄次郎	文政八年〇月二日
"	"	"	西郷タミ	天保七年三月三日
"	"	以上		

十五年以上勤続町公職員表彰者

二十二年勤続町会議員 小針鎮平
十八年勤続同 藤田熊五郎

タコト

二風呂場其他火氣取扱所ノ附近ニハ植松葉鉋屑枯柴等ノ燃ヘ易キモノヲ散乱シ或ハ堆積シ置カサルコト

三風呂場竈其他火ヲ燃シタル場所ノ残火ニ注意シ火氣ノ再発スルコトナキ様消シ止ルコト

四烈風ノ場合ハ昼夜ヲ問ハズ焚火ニ注意シ必ズ看守ヲ怠ラサルコト

五石油ハ火氣ノ及バサル場所ニ定メ置キ洋灯ハ必金属製ノ油壺ヲ用ヘ火ヲ点シタル儘注油セザルコト

六洋灯ハ就寝ノ際可成消灯スルコト

七小児ヲシテ焚火ヲ為サシメ又ハ寸隣其他発火質ノモノハ小児ノ手ニテ及バサル一定ノ場所ニ藏置スルコト

八松明蠟燭其他一切裸火ヲ使用セサルコト

九炬燵行火等ニハ其火氣ニ注意シ炬燵ハ必ズ覆蓋ヲ用ユルコト

十誤テ火ヲ失シタルトキハ家人及近隣ニ急告シ隠蔽スルコト無ク

互ニ協力シテ大事ニ至ラシメス消シ止ルコト

右之外火災予防上心付タル事柄ハ隣保互ニ相警告セラレタシ

〔新町 佐久間二家文書〕

一七〇〔大正六年中畑村事務報告〕

事務報告

一御真影奉戴ト村民ノ微誠

大正六年十月四日本村小学校ハ畏クモ兩陛下ノ御真影ヲ奉戴ス村民齊シク其光榮ニ感激シ奉安所ヲ建設スルノ計ヲ立テ各々相出資シテ校庭塵靜ナル一隅ニ練互造リ一棟ヲ建設シ之ヲ村ニ寄与スルノ挙ヲ敢テシ未ダ正当授受ノ手續ヲアラスト雖トモ着々事業ノ進行ヲ見ル而メ之カ主唱及斡旋者ハ中畑軍人分会並中畑消防組トス

二納税表彰ト各種品評会

大正六年度中成績優良組合十六組並三ケ年度繼續完納組合九組ノ表彰前ニハ大正六年十一月二十二日各種品評会褒賞授与式挙行ノ機会ニ後ニハ大正七年二月十一日紀元節ノ祝日ニ於テ之ヲ行ヒタリ既設組合孰レモ優秀スル所ナク三ケ年繼續ノモノ亦九組ヲ算スルニ至レルハ喜フヘキ現象ナリトス各種農産物及俵米品評会並水稻刈品評会ハ大正六年十一月二十二日村農会及青年団ノ手ニ依テ開催セラレタリ是等諸会名ハ農会青年団ニ籍ルト雖モ其實質ニ於テハ固ヨリ村事業ノ一ニ属ス而メ当業者ノ熱心斡旋者ノ努力ハ相俟チテ俵米三百二点米大豆其他一千八十六点ノ出品ヲ見会容頗ル盛觀ヲ呈シタリ特ニ其俵米ニ於テ創始第一回ナルニ成績著シク良好ニシテ出品

物ノ販価亦遙ニ市価ヲ凌圧シタルモノアリシハ誠ニ会心ニ堪ヘサル所ナリトス

三道路改修ト部落ノ寄附

大字中畑地内及大字大畑地内道路長千四百六十間ノ道路改修工事ハ工賃金二千七百七十九円四十銭ニ檢定セラレ県補助金九百三十一円ノ指令ヲ得タリ於是村ハ可成人夫寄附ニ依リ出来得ル限り補額ヲ充足スルノ希望ヲ以テ人夫六百三十三人各区ニ配当シ其寄附ヲ要請シ大部ノ承認ヲ得タリ

四条例ノ新設ト規定ノ改廃

各種基本財産蓄積条例ヲ新設シ基本財産管理規程ヲ改廃シタリ而メ此結果各種基本財産ハ各之ヲ特別會計トナシ尚時勢ノ必要ニ見テ有給吏員於費規則ヲ改正シ議事細則ヲ更定シテ議會ノ秩序ニ備ヘタリ

五国有林野ノ整理ト其收受

大字松倉字向原六番ノ十四林野三畝十八歩外二筆ハ特買ノ運ニ整理セラレタルヲ以テ本村基本財産造成植林目的地トシテ之レガ払下ヲ得タリ此払下代金三十三円九十三銭トス

六御猟場編入期更新ト御手当金

大正五年十二月二十四日出願ニ係ル岩瀬御猟場編入期限更新ノ件ハ大正六年七月三十一日許可セラレタリ其反別総テ七百六十町一反五畝十五歩ニシテ地価六万五千八十五円六十七銭

地租金二千七百八十円四十四銭ヲ算ス 而メ御手当金額六百七十五円六十四銭六厘ニシテ其内特別額百十九円五十六銭五厘ヲ含ムモノトス

七基本金予入ト土地貸下ノ更新

各種基本金ノ流用ニ係ルモノハ総テ戻入ヲ了シ之レヲ銀行及郵便貯金ニ預入シタリ (其各種金額別表ノ如シ) 而メ柳原貸下地ハ大正六年其契約ヲ更新ス其貸下料金四十八円十五銭ニシテ其人員九人トス

八延納村税及寄附金其他ノ整理ト完了

大正二年度以降連年延納ニ属セシ各種收入金百三十七円四十四銭アリシモ悉皆整理ヲ完了シタリ

九收入役ノ満期ト再任

大正六年十一月十七日收入役任期満限ナルヲ以テ相当手続ノ上仲島馬次再任セリ

十国県税ト納入成績

大正五年度ニ於テ徴収ニ係ル国県税額左ノ如ク孰レモ完納ノ成績ヲ挙げタリ

一 国税金六千八百六十六円九十六銭

一 県税金三千五百九十九円三十六銭

十一村税課額ト其成績

大正六年度村税課額三千九百四十八円三十四銭ニシテ未納現

在四百六十四円六十七銭ヲ算ス

十二村会開会ト議決件数

開会度数七回ニシテ議決件数三十七件

十三小学児童ノ卒業ト入学

大正六年度ニ於ケル卒業人員二十七人ニシテ入学児童四十三人ナリ而メ不就学児童十六人ヲ算シタリ

十四徴兵ト現役陸海軍兵

大正六年度徴兵十六人ニシテ現役七人 補充兵三人ヲ出シタリ而メ現在本村軍人ハ在郷兵ヲ併セ百四十三人ヲ算ス

十五伝染病種痘

大正六年中ニ於テハ伝染病ノ發生ヲ見ス種痘ハ接種人員百二十七人ニシテ内善感五十七人不善感七十人ナリ

十六土地台帳及名寄帳ノ校正

土地台帳ハ大正六年中ニ於テ稅務署備附ノモノト照合ヲ了シ名寄帳ハ宅地ニ于スルモノヲ除ク外全部新調シタリ

于茲大正七年一月一日現在列挙スレバ左ノ如シ

田二百九十四町九反三畝八歩

地価七万八千三百七十八円十五銭

畑二百七十二町二反二十九歩

地価金一万八千八百八十一円九十二銭

宅地八万七千五百五十九坪

地価金一万六千三百七十九円四十六銭

一山林六百二十八町一畝二十五歩

地価千六百九十三円六十七銭

一原野七十七町四反二畝四歩

地価金七十一円八十五銭

一池沼四畝七歩

地価金十一銭

十七人口動態件数

本籍人口男一千八百八十三人 女一千一百一十人 人計二千二百八十四人ニシテ大正六年中ニ於ケル出生其他ノ件数左ノ如シ

出生 九十件 死亡 四十七件

婚姻 四十件 離婚 四件

死産 七件 計 百八十八件

十八事務取扱件数ト種別

収受件数 一千二百五十一件

發送件数 九百九十二件

役場限処理件数 二百五十九件

以上報告候也

大正七年二月二十七日

中畑村長 加藤 延成

〔町有 大7「中畑村会議録」抜粋〕

一七一〔大正一四年二月中畑村役場新築ノ件〕

中畑村役場新築ノ件

位置

一 西白河郡中畑村大字中畑字本村五十九番地

一 木造二階建スレート葺 一棟

此建坪三十四坪一合二勺五才

内訳

一 参十坪

本館

桁行六間
梁間五間

一 一坪一合二勺五才本館車寄

〃 〃 〃 〃 〃 〃
一間五分
七分五厘

一 参拝

便所

〃 〃 〃 〃 〃 〃
三間
一間

以上

但シ別紙設計書仕様書及設計図ノ通り

此新築費予算金五千七百六十二円也

右新築スルモノトス

理由

本村役場ハ明治二十七年ノ建築ニシテ歳ヲ閱スル三十年狹隘

不便ニシテ且ツ腐朽甚タシク改築ノ必要アリト認メタルニ因

ル

右提出候也

大正十四年二月二十八日提出

中畑村長 岡崎 長一郎

寄附金採納ノ件

一金参千円也

大字代表

鈴木 和三郎

蛭田 三文丞

柏村 善平

右頭書ノ金額本村役場建築費中へ寄付出願ニ付採納スルモノトス

右提出候也

大正十四年二月二十八日

中畑村長 岡崎 長一郎

旧役場庁舎処分ノ件

一 旧役場庁舎木羽葺平家建 一棟 但建具共

此建坪十七坪二合五勺

右不用ニ付売却スルモノトス

大正十四年二月二十八日提出

中畑村長 岡崎 長一郎

〔町有 大正14「中畑村会議録」抜粋〕

一七二〔大正一五年三月白河区裁判矢吹出張所貸付〕

大正十五年三月二十五日

議案第三号建物建築貸付ノ件

白河区裁判矢吹出張所建物腐蝕改築ヲ要スルニ至レハ以テ本町ニ於テ土蔵一棟ヲ建築シ之レヲ貸付セントス（無償貸付）

右金額ハ金五百円トシテ不定額ハ有志寄付金ヲ以テ之レニ充ツルモノトス

大正十五年三月二十五日提出同日決議

矢吹町長 武 藤 一 策 図

〔町有 大15「矢吹町會議録」抜粋〕

一七三〔昭和一一年二月衆議院議員選挙投票の心得（県ちらし）〕

投票の心得

一、投票所は午前七時に開始し午後六時に閉鎖しますから必ず時間内に投票すること。

二、選挙権は畏くも明治大帝の大御心により下賜せられたのでありますから此等選挙権を清く正しく行使して奉公の誠を致すやう投票に当りては真面目に明瞭に記載し苟くも無効投票となるが如き事なき様注意すること。

三、投票は投票用紙に漢字でも仮名でも候補者一人の氏名を書けば良いので次の様な投票は折角投票しても無効になりますから充分注意すること。

イ、投票所で渡された投票用紙以外のものに書いたり又は投票用紙に名刺を貼付たり又は巻込んだりしたもの

ロ、候補者以外の人の名を書いたもの又は二人以上の人の名を書いたもの

ハ、候補者の氏名の外屋号だの点だの符号の様なものを書いたり等他事を記載したもの

ニ、誰の名を書いたのか判明しないもの

ホ、型を置いて書いたりした自書したと認められぬもの

〔東郷 酒井順子家文書抜粋〕

一七四〔昭和一六年町村に対する政府の指示事項〕

指示事項

一、地方議會議員の任期延長ニ関スル件

二、市町村財政ノ健全化ニ関スル件

三、国民学校ノ経費ニ関スル件

四、税制ノ運用ニ関スル件

五、市町村吏員の臨時手当ニ関スル件

六、部落会町内会隣保班等整備指導ニ関スル件

七、家庭防空群ト隣保班ノ統合ニ関スル件

八、大政翼賛運動ニ関スル件

九、国民貯蓄奨励ニ関スル件

十、軍事援護ノ徹底ニ関スル件

十一、国民健康保険組合設立ニ関スル件

十二、米穀ノ消費規正ニ関スル件

十三、食糧増産ニ関スル件

十四、米穀増産施設耕地事業ニ関スル件

十五、農繁期勞力調整ニ関スル件

十六、改正賃金統制令ニ関スル件

指示事項

一、地方議會議員ノ任期延長ニ関スル件

本年二月二十四日法律第五号ヲ以テ地方議會議員ノ任期延長ニ
関スル法律公布セラレ昭和十七年三月三十一日迄ニ任期滿了ス
ベキ市町村會議員ノ任期ハ昭和十七年五月二十日迄之ヲ延長ス
ルコトトナリタルハ各位御承知ノ通ナルモ其ノ目的ハ現下我が
国内外ノ緊迫セル情況ニ鑑ミ國民間ニ不必要ナル摩擦競争ノ惹
起スルヲ避クルト共ニ挙國一致國防國家体制ノ整備ニ邁進セン
トスル趣旨ナルヲ以テ各位ハ部民ニ対シ克ク其ノ趣旨ヲ徹底シ
苟モ任期延長ニ依リ會議制度運用ノ弛緩ヲ生ゼシメ或ハ之ニ依
リ紛淆ヲ醸スガ如キコトナキ様十分注意セラルト共ニ右期間
滿了ト共ニ執行セラルベキ総選挙ハ理想的ニ行ハルル様之ガ準
備等ニ遺憾ナキヲ期セラレタシ

二、市町村財政ノ健全化ニ関スル件

昭和十六年度市町村予算ノ編成ニ付テハ各位ノ努力ニ依リ概ネ
良好ナル成績ヲ収メ得タルモ時局ノ推移ニ伴ヒ物資、資金並ニ
勞務ノ統制ヲ強化スルノ要益々緊切ナルモノアリト認メラルル
ガ故ニ予算ノ実行及追加予算ノ編成ニ当リテハ一層重点主義ノ
徹底ヲ期セラレタシ又新稅制ノ実施ニ当リテ予算ノ經理ニ支障
ヲ生ジタルモノアルハ遺憾トスル処ナルモ差当リ昭和十六年度
ニ於テハ配付稅總額ノ増加ヲ行フト共ニ地方分与稅法ヲ改正シ
テ道府県分ノ一部ヲ市町村分トシテ委讓セラルルコトナリタ
ルヲ以テ昭和十六年度ニ於ケル市町村配付稅ハ前年度ニ比シ若
干増額セラルル見込ナルヲ以テ市町村自体ニ於テモ財政經理ノ
上ニ十分檢討ヲ加ヘ一層市町村財政ノ健全化ニ努力セラレタシ

三、国民学校ノ經費ニ関スル件

這般小学校令ヲ改正シ本年度ヨリ新ニ国民学校令ヲ實施セラレ
タルモ国民学校高等科義務制實施後必要トスル學級増加、教室
新營設備等ノ為要スル經費ハ別トシテ本制度實施ヲ機會ニ積極
的ニ學級増加校舍ノ増改築又ハ体操場等ノ新設完備ヲ企圖スル
ハ現下我が國ノ物資資金勞力ノ需給調整ノ必要及財政上並ニ負
担ノ狀況ニ鑑ミ妥當ナラザルヲ以テ、昭和十五年十二月十九日
十五地昭和十六年度地方予算ノ編成ニ関スル件依命通牒ノ趣旨

ヲ体シ右ノ如キ計画ハ之ヲ見合スト共ニ已ムヲ得ザル新規経費ニ付テモ既定経費ノ整理節約又ハ事業ノ繰延中止等ヲ行ヒ此等経費ノ経理按配ニ依リ之ニ充ツルニ努メ特ニ増税又ハ起債ニ求ムルコトナキ様取計ハレタシ

四、税制の運用ニ関スル件

改正税法ノ趣旨並ニ之ガ運用ニ関シテハ税法ノ公布ト共ニ屢々通牒ヲ発シ更ニ市町村主任者ノ会同ヲ求メ指示注意ヲ促シタル所ナルモ、実施ニ伴フ市町村税賦課ニ関スル条例ノ規定又ハ市町村ノ予算編成或ハ賦課上ニ関スル要許可手続等ノ実績ヲ見ルニ尚十分法規ノ趣旨ヲ理解セザルヤニ認メラルルヲ以テ更ニ一層之ガ研究ヲ重ネ運用上遺憾ナキヲ期セラレタシ

五、市町村吏員ノ臨時手当ニ関スル件

時局ノ推移ニ伴ヒ愈々繁劇ヲ加フル市役所町役場事務ノ処理ニ任ジツアル市町村吏員ノ勞苦ニ察シ待遇ノ現状ト職責ノ重大ナルニ鑑ミ之ヲ処遇シ以テ其ノ地位ニ安シジ職務ニ精進セシムルノ緊要ナルヲ認メ政府ハ本年度ニ於テ市町村吏員臨時手当補助実施セラルコトナリ不日之ガ交付方法等示達セラルル乎定ナルヲ以テ之ガ実施上過誤ナキヲ期セラレタシ

六、部落会町内会隣保班等整備指導ニ関スル件

部落会町内会隣保班等市町村隣保組織ノ整備ニ付テハ夫々地方ノ実情ニ即シ漸次改組充実ヲ見ツツアルモ尚其ノ組織運営ニ付一段ト工夫研究ヲ要スルモノアルヲ以テ各位ハ此ノ際別紙整備指導要領ニ依リ関係方面トノ連繫ヲ密ニシ之ガ整備強化ニ努メラレタシ

七、家庭防空群ト隣保班ノ統合ニ関スル件

自衛防空ノ下部活動ノ機構トシテ義ニ全県下ニ亘リ家庭防空群ヲ組織シ、防空訓練ノ都度相当効果ヲ挙げ来リタル所ナルモ、各市町村ニ隣保班ヲ組織セラレ防空群ハ之ニ統合セラルルコトトナリタルニ就テハ地域ノ調整ニ関シ自衛防空上遺憾ナキヤウ配意指導セラルルト共ニ班長ノ防空活動ニ付特段ノ協力ヲ煩ハシタシ

八、大政翼賛運動ニ関スル件

現下ノ重大時局ニ対処シ高度国防国家体制ノ確立ヲ期センガ為ニハ大政翼賛会ノ挙國的進展ニ俟ツ所愈々大ナリ、各位ハ深ク思フ玆ニ致シ一層官民一体郷党一円ノ実ヲ挙げ以テ本運動ノ健全ナル育成発展ニ協力セラレタシ

九、国民貯蓄奨励ニ関スル件

昭和十六年度ニ於ケル本県ノ国民貯蓄ハ増加目標額ヲ一億五千万円トシ挙県以テ之ガ達成ニ邁進セントス、各位ハ貯蓄組合ノ整備拡充、国債々券ノ消化促進長期貯蓄ノ励行浮動購買力ノ吸収等県ノ奨励方策ニ基キ一層貯蓄報国運動ノ強化ニ努メラレタシ

十、軍事援護ノ徹底ニ関スル件

現下時局ノ推移ニ鑑ミ皇軍ノ士気振作ト軍人援護ノ徹底ヲ図ルハ愈々緊切ナルヲ以テ、一層軍事援護精神ヲ昂揚シ、政府並ニ県ニ於クル援護施設ト相俟ツテ益々援護事業ヲ充実シ軍人援護ノ完璧ヲ期セラレタシ

十一、国民健康保険組合設立普及ニ関スル件

人の資源ノ増強ヲ図ルハ高度国防国家建設上不可欠ノ要事タルニ鑑ミ、国民体位ノ向上ト健康ノ増進ヲ目的トセル国民健康保険組合ノ設立ヲ勧奨シツツアリシモ速ニ之ガ設立ヲ図リ以テ国策ニ協力セラレタシ

十二、米穀ノ消費規正ニ関スル件

我国ノ食糧問題ハ事変ノ進展ト共ニ益々重要性ヲ加フルニ至リ

政府ハ曩ニ米穀ノ国家管理並ニ之ガ配給統制ヲ実施シ生産者並ニ地主ニ対シテハ各位ノ協力ヲ得極力管理米供出ニ努メタリト雖モ本県ノ需給情況ハ現在行イッツアル米穀消費規正ノ方法及配給量ヲ以テハ尚遺憾ノ点ナシトセザルニ鑑ミ今回之ヲ是正シ更ニ合理的消費規正ヲ来ル六月一日ヨリ実施スル予定ナリ、各位ハ宜シク県ノ方針ヲ体セラレ消費者ニ対シ充分趣旨ノ徹底ヲ図ルト共ニ配給ノ適正ニ付テハ関係方面ト連絡協調ヲ保チ万遺憾ナキヲ期セラレタシ

十三、食糧増産ニ関スル件

時局下食糧増産ノ急務ナルハ今更贅言ヲ要セザル所ナリ而シテ昭和十六年度ニ於ケル各種食糧農産物ノ増産目標数量ノ確保ニ関シテハ市町村食糧増産指導部並ニ食糧増産実行共励委員、農事実行組合長其他各種団体トノ密接ナル連絡ノ下ニ耕種改善基準ノ普及徹底、自給肥料ノ増産、統制肥料ノ適正配給、農業労力ノ調整等ニ努メ以テ食糧増産ノ目的達成上万遺憾ナキヲ期セラレタシ

十四、米穀増産施設耕地事業ニ関スル件

現下ノ主要食糧農産物需給ノ状況ニ鑑ミ食糧ノ自給強化ヲ計ル為既ニ政府ハ從來ノ助成施設ヲ拡充強化シ、計画的ニ米穀増産

施設耕地拡張改良事業ヲ実施シ或ハ特殊法人タル農地開發営団ノ設立ニ依ル大規模ノ農地ノ造成及改良事業等各種ノ施設ヲ実施スルコトナリタルヲ以テ県ハ政府ノ企画ニ即応シ取急ギ之ヲ実行ニ移シ増産事業遂行上万全ヲ期セントス、固ヨリ各位ノ特別ナル協力ト配慮ニ俟タザルベカラズ宜シク刻下ノ事情ニ思フ致サレ最大ノ実績ヲ挙げラルルヨウ格段ノ努力ヲ煩ハシタシ

十五、農繁期勞力調整施設ニ関スル件

農繁期農業勞力ノ調整ハ現下主要農産物増産達成上喫緊ノ要務ナルニ鑑ミ、予メ調整計画ヲ樹立シ町村内勞力ノ自給ヲ確保シ更ニ町村ノ事情ニ依リ移動勞力施設ニ依ル勞力ノ交流ヲ図ルノ外諸学校生徒児童工鉱業勞務者ノ一時婦農ノ勞力等ニ付之ガ統制アル組織ノ下ニ活用ヲ図ラレタシ

十六、改正賃金統制令ニ関スル件

昭和十四年四月事変処理ノ一方策トシテ賃金統制令実施セラレ其ノ後激動の社会事情ニ対応シ同年十月新ニ賃金臨時措置令ニ依ル飛躍の強化ヲ見ルニ至リタルガ、更ニ客年十月利潤統制其ノ他ノ産業統制方策ニ照応シ戦時物価対策ノ円滑ナル遂行ヲ図リ、更ニ労働者ノ生活ヲ確保シ生産ノ拡充ト勞務需給ノ適正ヲ期シ以テ高度国防經濟ノ根底ヲ確立シ事変処理ノ強力ナル推進

力タラシムル為ニ昭和十五年十月改正賃金統制令ノ実施ヲ見賃金ノ全面的取締ヲ勵行スル他面各位ノ努力ニ依リ農業其ノ他ノ日雇労働者ノ協定賃金成立シ円滑ナル遂行ヲ見ツアルモ、近時労働力ノ不足ヨリ協定賃金ハ一部ニ於テ動モスレバ亂調不規律ノ兆アリテ本令ノ趣旨ニ違背スルモノナキニ非ザルハ国策遂行上洵ニ遺憾ナリ、各位ハ本令ノ趣旨ヲ克ク理解セラレ平素警察官吏ト協調連絡ノ上普ク管内ニ周知徹底ヲ図リ以テ政府ノ政策ニ協力セラレタシ

〔本町 熊田俊一家文書〕

一七五〔昭和一九年三神村事務報告〕

報告第一号

西白河郡三神村事務報告

一議事

昭和十九年一月ヨリ同年十二月ニ至ル村会回数九回ニシテ其件数二十七件開会日数一〇日間ニシテ重ナルモノハ昭和十九年度西白河郡三神村歳入歳出予算並ニ税法ノ改正ニ伴フ予算更正三神村名譽職員費用弁償額報酬額並ニ支給条例設定本村々民税賦課額査定等ニ関シ事務ノ多忙ヲ極メタルモ何等ノ不都合ノ廉ナク処理ヲ了シタリ

大東亞戰爭ノ戦局ハ苛烈ノ度ハ加フルニ伴ヘ防空設備ノ充実ヲ計リ十數回ニ亘ル動員下令之ニ伴フ軍事扶助ニ関スル調査事務金屬類非常回收綿供出雜纖維蒐集供出並獻納運動国債々券ノ消化蓄目標達成等ニ関スル啓蒙運動等ノ戦争必勝完遂ノタメ相当ノ事務ノ繁忙ヲ極メタルモ何等ノ不都合ノ点ナク処理ヲ遂ゲタリ

大東亞戰爭進展ニ伴ヘ米穀事情逼迫セルニ付諸類大小麦ノ増産
供出又ハ早場供出督励並管理米ノ割当目標完遂軍用薬草集荷
供出蚕繭綿割当供出小用排水事業等ノ土地改良ヲ行大小麦ノ割
当作付ノ確保並ニ肥培管理ヲ指導督励等ノ事務多忙ナリシモ無
事遂行セリ

本事務ニ関シテハタマ／＼伝染病ノ発生アリタルニ付国民健康
保険組合ト協力ノモトニ予防注射ヲ施シ嚴重ナル指示督励シ尚
乳幼児ノ検診ヲ再三行ヘ保健婦ヲシテ自衛生思想ノ普及ヲ計リ
大過ナク終熄ヲ遂ゲタリ

本事務ニ関シテハ其筋ヨリ取扱上ニ付嚴重ナル監督ヲ受ケ不都合ノ点ナク処理ヲナシタリ

本事務ニ関シテハ国県村各税トモニ改廃ノ法規ニ基キ取扱ヲ為シ納税ノ督励シ何等ノ不都合ノ点ナク処理ヲ遂ゲタリ

本事業ニ在リテハ明新沼和久線村道復旧工事並ニ三城目矢吹線村道砂利敷工事等ノ事業アリシモ何等不都合ナク終了セリ

本事務ニ就テハ國債々券ノ消化各種供出等ノ經理ニ付事務繁雜ナルモ納稅督促ヲ實行シ納稅歩合良好ニシテ過年度未納金アリシモ督促ニ努メタル結果充分ナル成績ヲ得大体整理ヲ遂ゲタリ

一七六〔明治三二年～昭和二年歴代町村長〕

明治三二年市町村制施行後の歴代町村長

中畑村

(昭和二二年四月地方自治法施行前まで)

476

三神村

九	一〇	一一
加藤延成	岡崎長一郎	青木運六郎
大昭昭昭大	大昭昭昭大	大昭昭昭大
六二二七三	六二二七三	六二二七三
〇〇九六六	〇〇九六六	〇〇九六六
一二	一三	一四
蛭田三之丞	小針弥太郎	岡崎長一郎
昭昭昭昭昭	昭昭昭昭昭	昭昭昭昭昭
三〇五五七	三〇五五七	三〇五五七
八六三二一	八六三二一	八六三二一

一	二	三	四	五
矢部相藏	佐久間国亮	酒井寅三郎	加藤為三郎	遠藤勇三
明三三三三	明三三三三	明三三三三	明三三三三	明三三三三
三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三
一〇	九	八	七	六
太田貞造	渡辺金藏	円谷善助	酒井寅三郎	藤井英由
大六六六六	大六六六六	大六六六六	大六六六六	大六六六六
三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三
三六五二九	三六五二九	三六五二九	三六五二九	三六五二九

矢吹村(町)

一	二	三	四
緑川(重治郎)	山本重承	大谷知房	武藤一策
明三三三三	明三三三三	明三三三三	明三三三三
三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三
五	六	七	八
丸野実行	武藤一策	仲西三良	大木代吉
大六六六六	大六六六六	大六六六六	大六六六六
三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三
二二二二二	二二二二二	二二二二二	二二二二二

〔町史編集室調〕

4 財政

一七七〔明治一五年西白河郡町村連合会費用賦課徴収案〕

乙第五号

福島県西白河郡各町村連合会費賦課徴収按

第一条 本会ニ要スル費用ハ連合町村ノ負担トス

第二条 其費用ハ予算ノ通金額ヲ地価四分戸数六分賦課スルモノトス

第三条 戸数地価ハ現在ノ査定スル処ニ基キ賦課スヘシ故ニ異動アルモ夫レカ為毎町村ノ課額ヲ増減セサルモノトス

但戸数ハ本籍寄留トシ一時別居ノ如キハ之ヲ免除ス

第四条 第六条ノ予算金ハ戸長委員ニ於テ各町村ニ賦課シ各町村戸長ニ於テ之ヲ部内ヘ賦課シ徴収ノ上戸長委員ヘ送付スヘシ

第五条 戸数委員ニ対スル旅費日当及別途手当金ヲ合シ議員旅費滞在日当ノ額ニヨリ日数ヲ算シ支出スヘシ

第六条 本会ニ要スル予算費用左ノ如シ

金二百四十四円八十銭

内